

新潟圏域
広域都市計画マスタープラン

(素 案)

平成 28 年 8 月

新 潟 県

< 目 次 >

◆はじめに（広域都市計画マスタープランの概要）

◆ I 圏域計画

◆ II 都市計画区域マスタープラン

1. 新潟都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

はじめに（広域都市計画マスタープランの概要）

1. 策定の背景と目的

新潟県では、平成16年度に全ての都市計画区域について都市計画区域マスタープランを策定しました。その後、概ね10年が経過する中で、地方分権の推進、市町村合併・生活圏の広域化など、都市計画を取り巻く社会情勢が変化しています。

これら社会情勢の変化を背景に、新たな広域的観点から、複数の都市計画区域を対象とした「広域都市計画マスタープラン」を策定しました。

2. 広域圏の設定

県内の市町村について、通勤・通学、通院、買い物などの日常生活圏や消防、医療など広域行政の範囲を考慮し、広域的な調整を行う必要性が高い地域として7つの広域圏を設定しました。

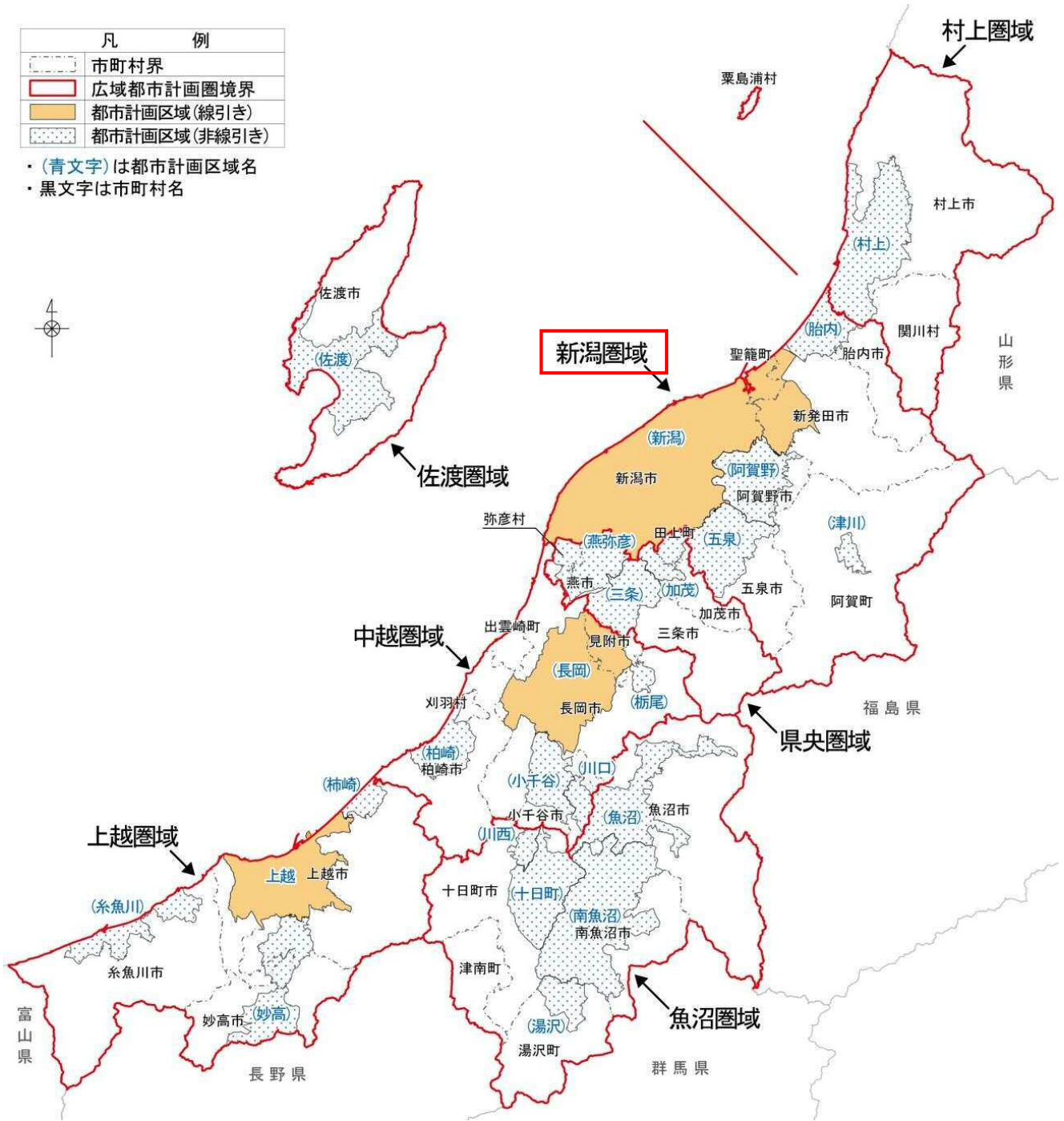
表. 広域圏と構成市町村等

No	圏域名	構成市町村	市町
			村数
1	村 上	村上市、関川村、粟島浦村	3
2	新 潟	新潟市、新発田市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、阿賀町	7
3	県 央	三条市、加茂市、燕市、弥彦村、田上町	5
4	中 越	長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市、出雲崎町、刈羽村	6
5	魚 沼	十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町	5
6	上 越	上越市、糸魚川市、妙高市	3
7	佐 渡	佐渡市	1
	計		30

広域都市計画マスタープラン圏域図

凡 例	
	市町村界
	広域都市計画圏境界
	都市計画区域(線引き)
	都市計画区域(非線引き)

- ・(青文字)は都市計画区域名
- ・黒文字は市町村名



No	圏域名	市町村数	構成市町村	都市計画区域	区域数
1	村 上	3	村上市	村上	1
			関川村	(なし)	
			粟島浦村	(なし)	
2	新 潟	7	新潟市	<u>新潟</u>	5
			新発田市	<u>新潟</u>	
			五泉市	五泉	
			阿賀野市	阿賀野	
			胎内市	胎内	
			聖籠町	<u>新潟</u>	
			阿賀町	津川	
3	県 央	5	三条市	三条	3
			加茂市	加茂	
			燕市	燕弥彦	
			弥彦村	燕弥彦	
			田上町	加茂	

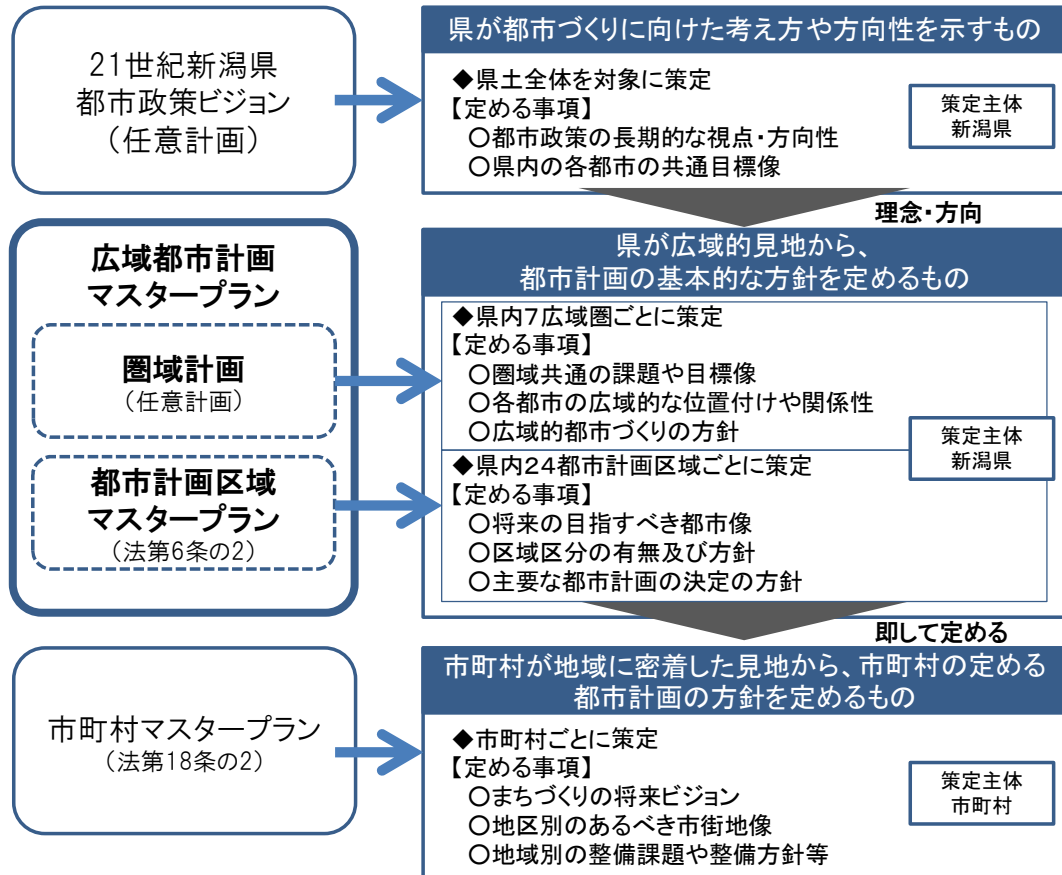
No	圏域名	市町村数	構成市町村	都市計画区域	区域数
4	中 越	6	長岡市	<u>長岡</u> 、 <u>栃尾</u> 、 <u>川口</u>	5
			柏崎市	柏崎	
			小千谷市	小千谷	
			見附市	<u>長岡</u>	
			出雲崎町	(なし)	
			刈羽村	(なし)	
5	魚 沼	5	十日町市	十日町、 <u>川西</u>	5
			魚沼市	魚沼	
			南魚沼市	南魚沼	
			湯沢町	湯沢	
			津南町	(なし)	
6	上 越	3	上越市	<u>上越</u> 、 <u>柿崎</u> 、 <u>妙高</u>	4
			糸魚川市	糸魚川	
			妙高市	妙高	
7	佐 渡	1	佐渡市	佐渡	1
		計	30		24

※太字・アンダーラインは、都市計画区域(線引き)

3. 広域都市計画マスタープランの位置づけ

本計画は、上位計画である「21世紀新潟県都市政策ビジョン」の理念・方向性に即して策定され、県が実施するまちづくりや都市計画の基本的な方針を定めるとともに、市町村が策定する都市計画マスタープラン(法第18条の2)の上位計画としても位置付けられます。

■計画の位置付け



4. 目標年次

広域都市計画マスタープランは、概ね20年後の将来を目標として策定します。

国勢調査実施年である平成22年(2010年)を基準年とし、目標年次を平成42年(2030年)とします。ただし、都市計画区域マスタープランにおける区域区分の方針、都市施設の整備目標については、概ね10年後の平成32年(2020年)とします。

	平成22年 (基準年)	平成32年	平成42年
広域都市計画 マスタープラン			

5. 広域都市計画マスタープランの構成

広域都市計画マスタープランは、広域圏を対象とした「圏域計画」と、広域圏に含まれる各都市計画区域を対象とした「都市計画区域マスタープラン」で構成されています。

(1) 圏域計画

①位置づけ

圏域計画は、県が任意に策定する計画です。圏域を構成する都市（市町村）間のつながり、他圏域や隣接県との関係を踏まえ、圏域共通の目標や将来像の実現に向けた広域的な都市づくりの方針を示します。

②内 容

圏域計画は、以下の項目で構成します。

表. 圏域計画の構成

大項目	中項目	小項目
1. 圏域の特徴		
	(1) 圏域の概要	①圏域の概要 ②圏域内の都市の関係、他圏域との関係
	(2) 圏域の現況と課題	①圏域の現状 ②圏域の問題点と課題
2. 圏域の将来像		
	(1) 基本理念	①新潟県における都市づくりの課題 ②新潟県の都市づくりの目標
	(2) 広域的な都市づくりの方針	①圏域の目標 ②広域的な都市づくりの方針 1) 土地利用 2) 都市連携・広域交通ネットワーク 3) 自然的環境の整備又は保全 4) 防災連携 5) 広域景観 6) 環境負荷の低減

③見直しについて

圏域計画は、社会情勢の変化などによって見直す必要が生じた場合に見直すこととします。

(2) 都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備・開発及び保全の方針）

①位置づけ

都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2に基づく都市計画です。上位計画や圏域計画を踏まえ、都市計画区域ごとに目指すべき都市の将来像、土地利用や都市施設等に関する主要な都市計画の決定方針を定めるものです。

都市計画区域マスタープラン策定時点である程度見通しが可能な事項のうち、関係機関と調整が図られたものについて記載してあります。

②内 容

都市計画区域マスタープランは、本文（計画書）と参考図書により構成されています。
都市計画に定めるものは本文のみとしています。また、本文を補足する図を参考図書として添付しています。

表. 都市計画区域マスタープラン（本文及び参考図書）の構成

本 文	参考図書	
	附図	参考図
I 都市計画の目標		
1 基本的事項	—	—
2 当該都市計画区域における都市づくりの方針	附図1	—
II 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針		
1 区域区分の有無	—	—
III 主要な都市計画の決定の方針		
1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	附図2,4	参考図1,2
2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	附図3	—
3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	—	参考図3
4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	附図4	—
5 都市防災に関する都市計画の決定の方針	—	—
6 都市景観に関する都市計画の決定の方針	—	—
7 都市環境負荷の低減に関する都市計画の決定の方針	—	—

参考図書の種類と取り扱いは以下のとおりとしています。

表. 参考図書の種類と取り扱い

<p>1) 附図</p> <p>本文を補足するために添付しています。具体の位置を特定できないものは表示しないこととし、その場合は本文の記述を優先します。また、模式化したおおまかな表現としています。</p> <p>【図面の種類】</p> <p>附図1－都市構造図 附図2－市街地の土地利用方針図 附図3－交通ネットワーク図 附図4－自然的環境の整備又は保全に関する方針図・都市景観に関する方針図</p> <p>2) 参考図</p> <p>都市計画区域マスタープラン作成時点の情報を整理し、提示するために添付するものであり、将来像や方針を示すものではありません。</p> <p>【図面の種類】</p> <p>参考図1－市街地の土地利用現況図 参考図2－白地地域の土地利用現況図 参考図3－市街地開発事業に関する整備位置図</p>

③具体の都市計画との関係

区域区分、地域地区、都市施設など具体の都市計画は、都市計画区域マスタープランに即して定めることとされています。

このことは、具体の都市計画が都市計画区域マスタープランの内容や考え方に大きな道筋において適合している必要があるということであり、個別の都市計画に関する記述が都市計画区域マスタープランに盛り込まれていなければならないということではありません。

④見直しについて

都市計画区域マスタープランは、次の場合に見直すこととします。

- ・都市計画区域の拡大及び統合などにより、区域が変更された場合
- ・市町村マスタープラン*変更時に市町村から都市計画区域マスタープラン見直しの申し出があり、申し出を適当と判断した場合
- ・おおむね5年毎に行う都市計画基礎調査の結果により、見直す必要が生じた場合
- ・社会情勢の変化などによって見直す必要が生じた場合

※都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」

⑤新潟圏域の都市計画区域マスタープラン

新潟圏域における都市計画区域マスタープランは、次のとおりです。

- ・新潟都市計画
- ・五泉都市計画
- ・阿賀野都市計画
- ・胎内都市計画
- ・津川都市計画

新潟圏域

広域都市計画マスタープラン

I . 圏域計画

<目次>

1. 圏域の特徴	1
(1) 圏域の概要	1
(2) 圏域の現況と課題	2
2. 圏域の将来像	6
(1) 基本理念	6
(2) 広域的な都市づくりの方針	6
◆ 圏域方針図	12

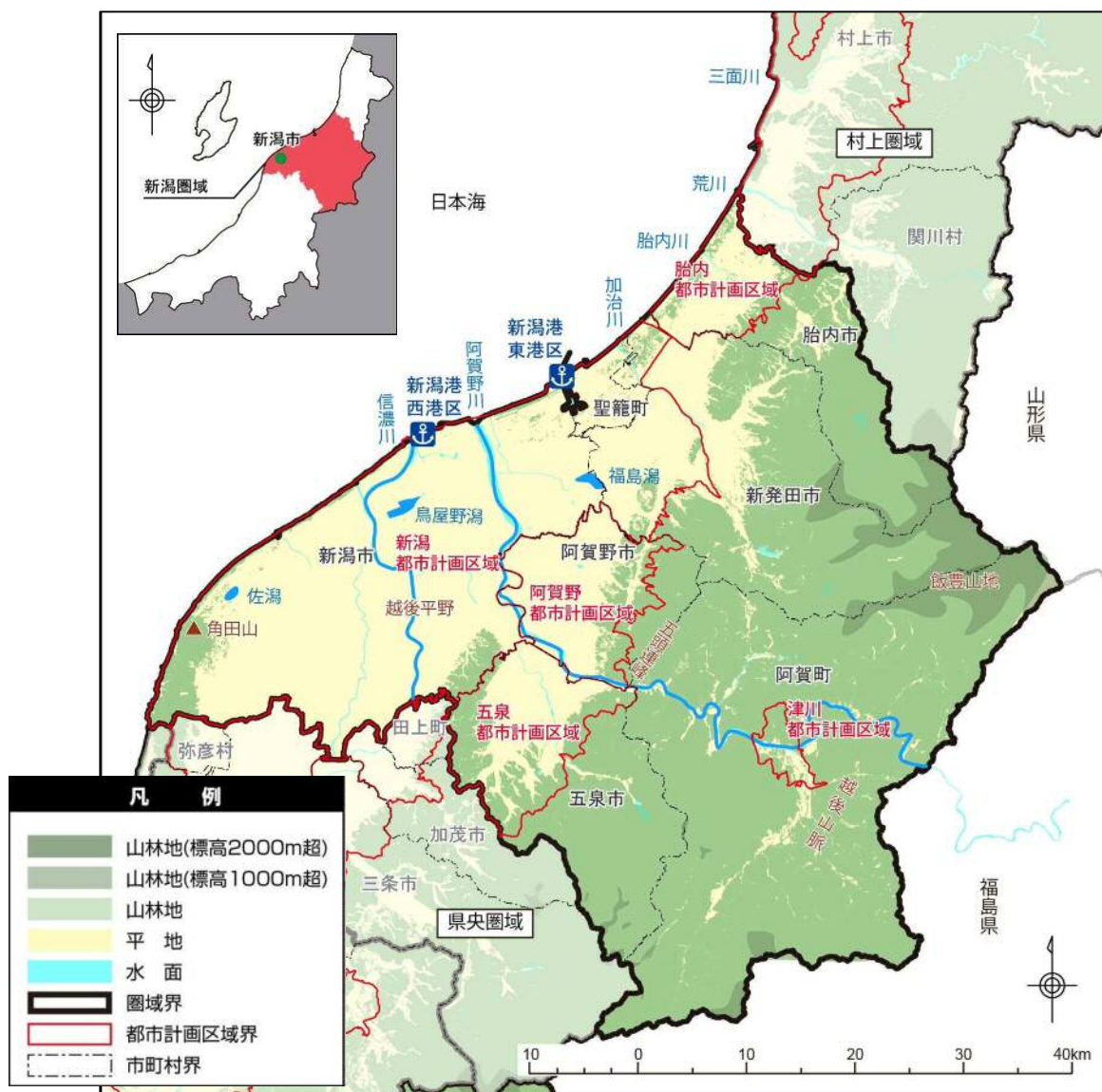
1. 圏域の特徴

(1) 圏域の概要

新潟圏域は新潟県の中央よりやや北部に位置し、圏域の中心都市である新潟市をはじめ、新発田市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、阿賀町の5市2町により構成される圏域であり、5つの都市計画区域を指定している。

圏域東部の県境付近は、飯豊連峰、越後山脈など標高2,000m級の山々が連なり、圏域西部の信濃川、阿賀野川の流域には日本海側で沿岸随一の広大な越後平野が広がる。内陸部には福島潟や鳥屋野潟、佐潟などの潟湖が形成されるほか、海岸部の砂丘地には松林が広がる。

県都新潟市は、江戸時代に海運の拠点として栄え、幕末の開港五港となり、平成19年には本州日本海側で初の政令指定都市となった。また、新発田市中心部や五泉市の村松地区は城下町として発展してきた歴史がある。



【構成市町村】：新潟市、新発田市、五泉市、阿賀野市、胎内市、
聖籠町、阿賀町（5市2町）

【人口】：1,072,000人（新潟県全体の45%）

【面積】：305,956ha（新潟県全体の24%）

資料：国勢調査(H22)

(2) 圏域の現況と課題

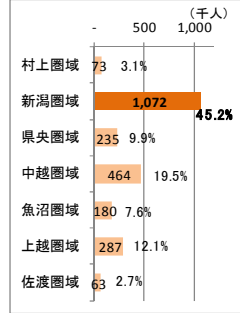
① 高次都市機能と人口が集積する新潟県の中核圏域

現況 1) 県内最大の人口を有する圏域

- 本圏域の人口は100万人を超え、県人口の半分近くを占める。県庁所在地である新潟市は本州日本海側最大の都市であり、圏域の人口の約75%を占め、国・県の行政機関や県内に本支店を置く民間企業が多く立地する。
- 県内最大の本圏域でも、人口減少と高齢化が進行し、特に阿賀町で顕著である。

課題 1) 新潟県全体の発展・成長の中核として拠点性の向上が求められる一方で、人口減少や高齢化に対応した都市的サービスの維持が求められる。

図 圏域別人口比較 (H22)



※パーセント表示は全県に占める割合
資料: 国勢調査 (H22)

表 市町別人口規模・人口増加率・高齢化率

	人口 (千人)	構成比 (%)	人口増加率 (%)	高齢化率 (%)
新潟市	812	75.7	100.4	23.2
新発田市	101	9.4	95.5	26.3
五泉市	55	5.1	92.7	28.3
阿賀野市	46	4.3	94.0	26.3
胎内市	31	2.9	91.7	28.7
聖籠町	14	1.3	103.1	21.7
阿賀町	13	1.2	84.1	41.5
新潟圏域	1,072	100.0	98.7	24.3

資料: H22 国勢調査

※人口増加率は H12=100%

現況 2) 医療・教育・文化などの高次都市機能が集積

- 本圏域には、圏域のみならず県全体に質の高い医療・教育・文化・芸術・スポーツなどを提供する高次都市機能*1が集積する。
- *1 高次都市機能 (総合病院等医療施設、大学等教育施設、芸術・文化施設、スポーツ・コンベンション施設等、日常生活圏を超えて利用される施設を指す)

課題 2) 県民の暮らしの質の向上や、都市の魅力を高めるため、高次都市機能の更なる集積が求められる。

表 主な都市機能の立地数

	総合病院数	大学・短大数	専修学校数	芸術・文化施設数	県立美術館等数	その他主な施設
新潟圏域	60	12	44	33	5	ビッグスワン 朱鷺メッセ等
中越圏域	20	5	16	15	2	
上越圏域	14	2	5	12	0	

写真 新潟スタジアム・朱鷺メッセ



資料: 新潟県 HP

現況 3) 通学・医療・買い物などの移動が新潟市に集中

- 高次都市機能が集積している新潟市には周辺市町からの流入が長岡市や上越市と比較しても多く、また新発田市にも隣接市町からの流入が多く見られる。特に買い物や通学では、隣接する村上圏域や県央圏域からの流入も見られる。

課題 3) 高次都市機能が集積する新潟市中心部と、新発田市など商業・業務集積地、さらに周辺の市街地との適切な機能補完及び連携の強化が求められる。

現況 4) 既存商店街の空洞化

- 本圏域の商業販売額は県全体の半分近くを占め、特に新潟市や郊外*3での買物利用が多い。一方、旧新潟市以外では、既存商店街*2の利用率が低い。

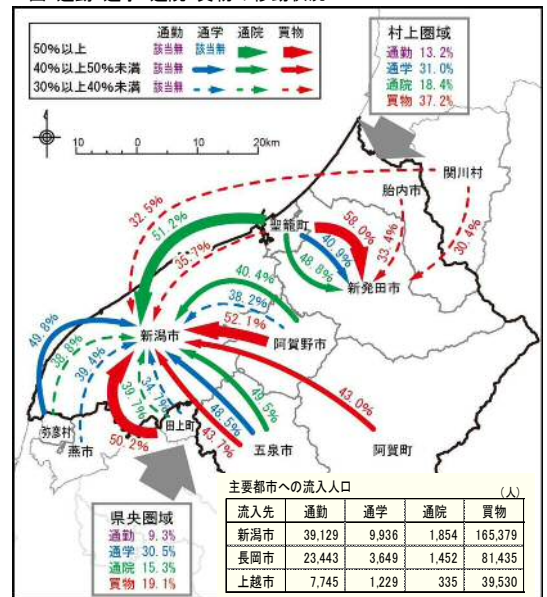
課題 4) 各都市が住民の日常生活を支える機能を維持していくことが求められる。

表 地区別買物利用地割合 (買回品)

対象地区	買物利用比率		
	既存商店街*2	郊外*3	地元外*4
旧新潟市	40.9%	34.3%	14.8%
旧新発田市	2.1%	74.8%	16.8%
旧五泉市	12.4%	26.6%	51.9%
阿賀野市	12.2%	17.1%	65.2%
旧中条町	6.9%	25.5%	59.8%
聖籠町	0.4%	9.7%	82.5%
旧津川町	5.4%	11.0%	70.1%

資料: H25 消費動向調査

図 通勤・通学・通院・買物の移動状況



資料: 国勢調査 (H22)

新潟県消費動向調査 (H25)

新潟県保健医療需要調査 (H21) 買物地区)

*3 郊外 (「既存商店街型」に当てはまらない買物地区)

*4 地元外 (対象地区外で新潟県内にある店舗等)

② 日本海国土軸の中心拠点としての圏域

現況 1) 空港・港湾による国際交流拠点を形成

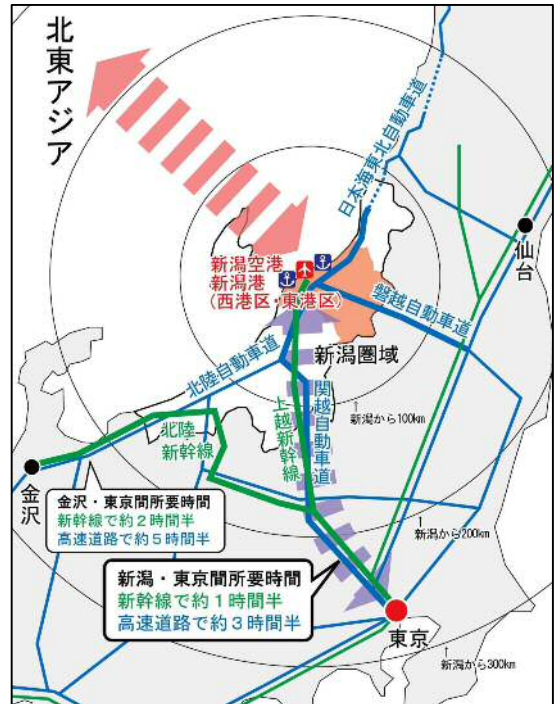
○新潟空港と新潟港（西港区・東港区）は、中国、韓国、ロシアなど北東アジアとの国際交流、国際物流の拠点として重要な役割を果たしている。

課題 1) 北東アジア交流の表玄関として、また国内の交流の結節点として空港・港湾機能の更なる強化が求められる。

現況 2) 高速道路・新幹線による高速交通体系が充実

○高速道路（日本海東北自動車道、北陸自動車道、磐越自動車道）や上越新幹線が本圏域内で結節し、広域的な高速交通ネットワークの要衝となっている。東京とは新幹線で約1時間半、高速道路では約3時間半で結ばれ、物流や観光面において、首都圏に近接する地理的な優位性を持つ。

図 広域高速交通ネットワーク等の状況



課題 2) 高速交通体系と空港・港湾の結節機能の一層の強化により、利便性の向上と広域的な交流の促進が求められる。

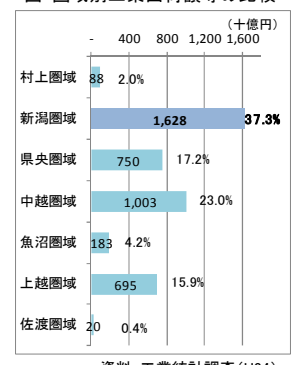
現況 3) 充実したインフラを活かした産業集積地の形成

○新潟港は本州日本海側最大の物流規模を誇っており、拠点港湾としての重要な役割を担う。
○本圏域の工業出荷額等は県全体の37%を占め、7圏域中最も大きい。特に主要産業であるパルプ・紙・紙加工製造業は、原材料の輸入や製造物の輸出で新潟港東港区を利用するなど、港湾機能が本圏域の産業を物流面で支えている。

図 本州日本海側拠点港のコンテナ取扱量比較 (H24)



図 圏域別工業出荷額等の比較



課題 3) 本県の産業競争力の更なる強化を図るため、北東アジア、東アジア、東南アジアの玄関口にふさわしい日本海側拠点港の形成、国内の東北・信越・北関東地域を結ぶ物流拠点の形成が求められる。

現況 4) 災害時のバックアップ拠点

○平成 23 年の東日本大震災の際には、太平洋側のインフラが使用不能となる中、日本海側のインフラが重要な役割を果たした。本圏域の港湾、道路、鉄道が救援物資などの輸送ルートとして活用された実績がある。
○今後発生のおそれのある首都直下地震などに対しても、新潟港と道路、鉄道などの陸路を活用した救援活動機能としての役割が期待される。

課題 4) 太平洋側での大規模災害発生時を想定し、日本海国土軸の中心拠点としてバックアップ機能の更なる強化が求められる。

図 東日本大震災発生時のガソリン・軽油の輸送状況



資料: 国土のグランドデザイン 2050

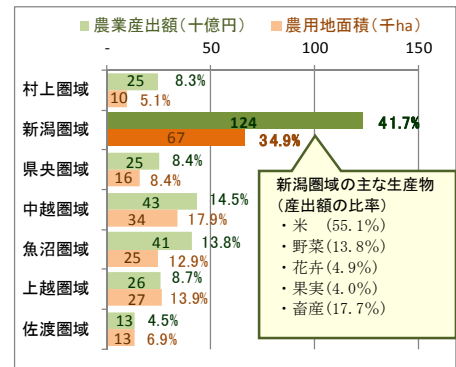
③ 田園が広がる自然環境の豊かな圏域

現況 1) 農業生産を支える広大な田園空間

○日本海側最大の越後平野が本圏域西側に広がり、約6万7千ha(全県の約35%)の広大な農用地を形成する。本圏域の農業生産額は県全体の約4割とトップを占め、そのうち約半分を稲作が占める。

課題 1) 農業生産を支える農地を将来にわたって保全・継承するため、都市活動と営農環境の健全な調和が求められる。

図 圏域別農業産出額・農用地面積



資料: 農林水産統計年報 (H18)

農業振興地域の現況地目別面積 (H24.1)

※パーセント表示は全県に占める割合

新潟圏域の主な生産物
(産出額の比率)
・米 (55.1%)
・野菜 (13.8%)
・花卉 (4.9%)
・果実 (4.0%)
・畜産 (17.7%)

現況 2) 多様で変化に富んだ景観資源

○本圏域には山岳地、丘陵、平野、河川、湖、海岸と多様で変化に富んだ自然が存在し、広域的に良好な自然景観を形成する。また、磐梯朝日国立公園、佐渡弥彦山国定公園、五頭連峰などの県立自然公園や自然(緑地)環境保全地域が数多く分布する。
○本圏域を流れる信濃川・阿賀野川の川沿いには古くから交通が発達し、新潟湊のほか小須戸や津川などの川湊が栄え、歴史を感じさせる景観をつくっている。

写真 五頭連峰の山並み



資料: 新潟県 HP

写真 佐潟と角田山



資料: 新潟県の環境

課題 2) 本圏域を象徴する広大な田園風景や恵まれた水辺の空間、さらに背景となる雄大な山々の緑など、多様な景観資源の保全が求められる。

現況 3) 都市近郊に広がる豊かな水辺環境

○信濃川や阿賀野川をはじめ福島潟、鳥屋野潟などの湖沼や海岸が良好な水辺環境を形成する。
○ラムサール条約登録地である佐潟や瓢湖には、ハクチョウなどの多くの渡り鳥が飛来し越冬するなど、市街地近郊の貴重な生息地となっている。

図 新潟市近郊の水辺の分布状況

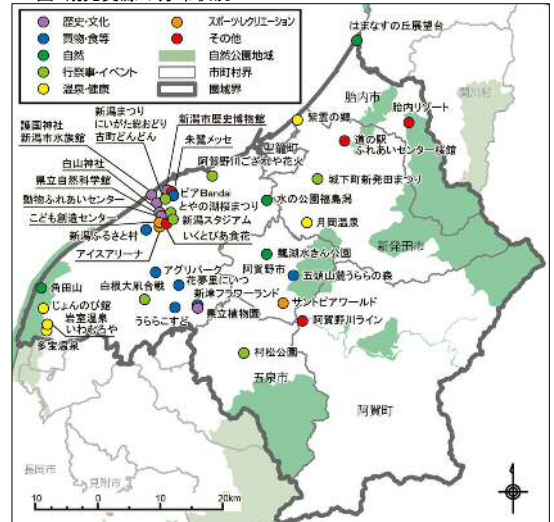


課題 3) 良好な自然環境と共生し、次世代に引き継ぐべき財産として積極的な保全が求められる。

現況 4) 自然を活用した観光資源が多数分布

○県立鳥屋野潟公園や県立紫雲寺記念公園などは、イベントの開催など広域的な観光・レクリエーション拠点となっている。
○本圏域には角田山、佐潟や瓢湖などの自然環境、月岡温泉や岩室温泉といった温泉など、特有の観光資源が分布する。また近年、農業体験や農村滞在、地元の「食」を活かしたイベントなどのグリーン・ツーリズムが、都市住民等から注目されている。

図 観光資源の分布状況



資料: 新潟県観光入込客統計 (H26) 等

④ 多様な災害リスクを有する圏域

現況 1) 低湿地帯の開発と水害の歴史

○海岸付近の平野部は従来、砂丘と潟湖などの低湿地帯であったが、治水事業と土地改良事業により今日の水田地帯や市街地となった。このため、現在では豪雨による河川の氾濫などで多くの水害が発生している。

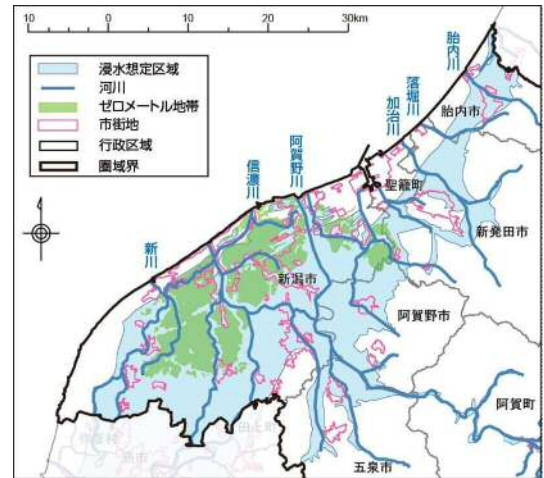
表 主な災害（水害・台風等）の歴史

年月	災害名	被災地	被害状況(全県)
S39.6	新潟地震	新潟圏域一帯	死者 26 人 全壊 1,960 棟
S41.7	7.17 水害	下越一帯	死者・行方不明者 3 人 浸水 24,000 棟
S42.8	羽越水害	村上圏域～新潟圏域	死者・行方不明者 134 人 浸水 60,000 棟
S59.7	新潟市豪雨	新潟市付近	浸水 6,600 棟
H10.8	8.4 水害	阿賀野市～新潟市付近	死者・行方不明者 1 人 浸水 14,700 棟
H23.7	新潟・福島豪雨	中越圏域～新潟圏域	死者・行方不明者 5 人 全壊 32 棟 浸水 7,740 棟

資料:新潟地方気象台(I 新潟県の大雨、II 新潟県の台風と災害、III 新潟県の地震(津波)災害)

課題 1) 災害の発生するおそれのある土地は開発を抑制し、安全・安心な市街地の形成が求められる。

図 浸水想定区域と海拔ゼロメートル地帯



資料:新潟県浸水想定区域図、ゼロメートル地帯分布図

現況 2) 都市型水害の危険性

○新潟市中心部を含めた平野部の広い範囲が海拔ゼロメートル以下の低平地となっている。このため、市街地では雨水の量が排水能力を超える浸水被害が発生している。

課題 2) 浸水被害が起こりやすい地形的な特性や、想定を超えるような集中豪雨を考慮し、効果的・効率的な防災対策の推進が求められる。

現況 3) 地震と津波・液状化の危険性

○昭和 39 年の新潟地震では、信濃川や阿賀野川の河口付近で液状化が発生し、冠水や建物倒壊などの被害が加わった。また津波が発生し、信濃川沿いなどの低地で、約 1 カ月間に及ぶ浸水被害があった。

○海岸部や河川沿岸部に人口や都市機能が集中するため、大規模な地震が発生した場合、津波や液状化により甚大な被害が想定される。

写真 液状化により倒壊した
県営アパート



資料:新潟地震の記録(新潟県 HP)

写真 新潟地震により発生した津波



資料:新潟県の地震(津波)災害(気象庁 HP)

課題 3) 大規模な災害発生時には、人命の確保とともに、都市機能の維持と早期の復旧が求められる。

現況 4) 身近な場所に潜む土砂災害の危険性

○本圏域では市街地付近にも土砂災害警戒区域が指定され、身近な生活空間での被災の危険が懸念される。市街地以外にも、新潟市西蒲区(角田山山麓)、阿賀野市(五頭山麓)、胎内市(楡形山脈山麓)、阿賀町などの集落付近で多く指定される。

○近年、予測の困難な局地的な豪雨が頻発するようになってきている。

課題 4) 土砂災害の被害を軽減するため、避難体制の確保や居住の安全性の確保が求められる。

図 土砂災害警戒区域分布状況

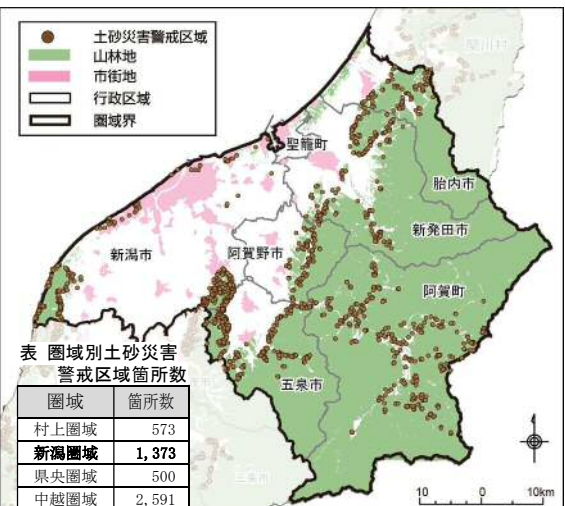


表 圏域別土砂災害警戒区域箇所数

圏域	箇所数
村上圏域	573
新潟圏域	1,373
県央圏域	500
中越圏域	2,591
魚沼圏域	2,268
上越圏域	1,342
佐渡圏域	944
合計	9,591

資料:新潟県(H28.1)

資料:新潟県(土砂災害警戒区域等の指定状況)H28.1時点

2. 圏域の将来像

(1) 基本理念

新潟県の都市計画は、「人口減少」「高齢化」「環境保全」「防災」を重要課題と捉え、今後の都市づくりの共通目標像を持続可能な「コンパクトな都市」づくりとする。

(2) 広域的な都市づくりの方針

① 圏域の目標

◆新潟県の活力を先導する中枢圏域

1) 圏域の活力を生み出す都市機能の充実

高次都市機能(*1)の充実により、都市の魅力や活力を高め、拠点性の向上を目指す。また、各都市を広域的なネットワークで結ぶことにより、都市間の連携の強化を目指す。さらに、今後の人口減少や高齢化を見据え、中心市街地及び拠点地域に都市機能の誘導を進め、賑わいの創出を目指す。

2) 恵まれた広域交通ネットワークを活かした交流の促進

恵まれた広域交通基盤を活かし、各都市拠点や交流拠点など、相互の連携の強化を図り、国内外との多様な交流の促進と産業の振興を目指す。

3) 恵まれた水辺空間と豊かな田園の保全と活用

都市部にうるおいをもたらす恵まれた水辺空間と、都市近郊に広がる豊かな田園を保全し、自然と調和した都市を目指す。また、農村・山村の歴史・産業・文化、優れた景観などを継承し、地域が誇れる資源として活用することを目指す。

4) 災害に対して安全・安心に暮らせる都市

地震、水害、津波、土砂災害など多様な災害リスクに対して、災害の発生を抑制する防災対策と、被害を最小化する減災対策を図り、安全に安心して暮らし続けることのできる都市を目指す。

② 広域的な都市づくりの方針

1) 土地利用

○都市機能の適正な誘導

人口減少・高齢化が進展する中で、持続可能な都市経営を実現するためには、市街地の拡大は抑制し、既存の住宅地や都市基盤を有効に活用していく必要がある。医療・福祉、商業、行政などの都市機能を居住が集中している地区や公共交通のアクセスの良い地区へ適正な誘導を図り、コンパクトな都市づくりを目指す。

○幹線道路沿線等の土地利用の適正化

高速道路や大規模バイパスの整備により、生活行動や経済活動の変化、自然環境の変化など、広域的な影響が生じる場合がある。幹線道路沿線などにおける無秩序な開発は抑制し、広域交通の利便性の高いインターチェンジ周辺など適地への誘導を図る。また、都市計画区域外及び非線引き都市計画区域の白地地域については、必要に応じ都市計画区域や用途地域などの指定により土地利用の整序を検討する。

○災害の発生するおそれのある土地の区域の開発抑制

水害や津波、土砂災害、雪崩などの発生のおそれのある土地の区域においては、被害の防止・軽減に向けた土地利用を図る。また、土砂災害特別警戒区域など災害の発生のおそれがあり開発行為を行うのに適当でない区域の市街化を抑制するよう開発許可制度の適切な運用を図るほか、必要に応じ宅地造成等規制法による区域の指定などを検討する。特に学校や社会福祉施設などの要配慮者利用施設の立地にあたっては、立地場所の安全性、避難路、避難場所などを踏まえたものとなるよう誘導していく。

○都市と農村との交流促進

都市部では体験できない豊かな自然とのふれあいや農業を通じた生産者と消費者との交流を深めるため、農村地域において、農業や地域の自然・文化を活かした居住や交流の場づくりを支援する。また、日頃から都市と農村の住民の交流を深め、災害時に頼れる「絆」を育む防災グリーンツーリズム(*2)を推進する。

【都市計画制度の運用の方針】

○都市計画区域の指定

都市計画法の適切な運用に加え、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法などとの連携により、適切な土地利用を図る。

住民生活、商業・経済活動の現状や動向を踏まえ、必要に応じ都市計画区域の再編や指定範囲の見直しを行う。特に、地形的に開発の可能性がある新発田市三日市、旧加治川村（新発田市）の国道7号沿線については、効率的な土地利用、無秩序な開発の防止、新たな開発地での一定基準以上の安全対策の適用による災害の予防などの視点から都市計画区域の指定を検討する。

参照：「新潟県の都市計画区域再編に関する提言」平成18年3月、新潟県都市計画区域再編懇談会

○広域的な見地からの調整

大規模な集客施設などは、立地する市町の区域を越えて都市構造やインフラに影響を与えるおそれがあることから、立地可能な用途地域などの都市計画を定める際、県は圏域内の市町などの意見を聴き広域的な見地から調整を図る。

2) 都市連携・広域交通ネットワーク

○都市の連携を強化する交通ネットワークの充実

新潟市中心部に集中する高次都市機能(*1)の集積・強化により、中枢性の更なる向上を目指す。一方、圏域の日常的な生活基盤を支えるため、圏域内の各都市の生活関連機能(*3)の維持・充実を目指す。

各都市の個性や特色を活かし、都市間における都市機能の分担・連携を強化していくため、広域交通ネットワークの充実を図る。

日本海国土軸の強化の観点から、例えば新幹線に接続するフリーゲージトレインなどによる日本海縦貫高速鉄道体系の構築を推進する。

○広域的な物流・観光の活性化

本圏域の恵まれた広域交通基盤を活かし、日本海側のゲートウェイとして物流機能をさらに強化するため、空港や港湾と陸上交通体系のアクセス性の向上や圏域を越えた広域連携の強化を図る。さらに、海外や他県との交流を拡大し、観光を活性化するため、公共交通の利便性や交通結節機能の向上を図る。

○雪や災害に強い道路ネットワークの整備

第三次救急医療施設である新潟大学医歯学総合病院、県立新発田病院、新潟市民病院へのアクセス性の向上を図るとともに、冬期間の円滑な交通の確保、災害時の緊急車両の通行や代替機能確保にも配慮した、広域的な道路ネットワークの整備を図る。

○既存インフラの有効活用

高度成長期に数多く建設された橋梁、トンネル、公共公益施設など既存インフラの高齢化が進んでいることから、計画的かつ効率的な維持管理や更新により、施設の安全性・信頼性の確保を図る。

また、将来の人口減少などを考慮し、既存の施設の統廃合や公共公益施設の自治体間の相互利用なども検討する。

3) 自然的環境の整備又は保全

○圏域に広がる自然や緑地の保全

磐梯朝日国立公園、佐渡弥彦米山国定公園及び五頭連峰などの県立自然公園並びにこれらの周辺を含む圏域の約6割を占める森林については、地球温暖化の抑制や多様な動植物の生息地などの確保、さらに圏域の自然景観を構成する重要な資源として保全を図る。

○豊かな水辺空間の保全

本圏域を貫流する雄大な信濃川、阿賀野川、白砂青松の美しい海岸線、水鳥の宝庫である福島潟、鳥屋野潟、佐潟、瓢湖などは、四季折々の変化を見せ、豊かな水辺空間を形成している。このような水辺は、生態系に配慮しつつ、自然や生き物と親しみふれ合うことのできる水と緑の空間として、積極的な保全と有効な活用を図る。

○広域的なレクリエーション空間の形成

本圏域内の大規模な公園・緑地、自然公園及び水辺空間などの自然的環境は、圏域内外の他の観光資源と連携し、レクリエーション空間としての有効な活用を図る。

広域的なレクリエーション空間として、県立鳥屋野潟公園、県立紫雲寺記念公園などの大規模な都市公園の機能充実を図るとともに、信濃川、阿賀野川などの河川緑地、海辺の海岸林や砂浜についても保全と活用を図る。

また、市街地内とその周辺に広がる樹林地や農地、丘陵地などについては、身近な憩いの場、レクリエーションの場、自然体験や学習の場としての保全と活用を図る。

○都市と農村との交流促進（再掲）

都市部では体験できない豊かな自然とのふれあいや農業を通じた生産者と消費者との交流を深めるため、農村地域において、農業や地域の自然・文化を活かした居住や交流の場づくりを支援する。また、日頃から都市と農村の住民の交流を深め、災害時に頼れる「絆」を育む防災グリーンツーリズム(*2)を推進する。

4) 防災連携

○大規模災害時のバックアップ機能の充実

本圏域は日本海側の広域交通網の拠点となっており、大量な物資輸送が可能な空港、港湾、鉄道の結節点となっている。他圏域や首都圏など県外における大規模災害が発生した際には、救援活動拠点としての役割を果たせるよう、空港、港湾、鉄道及び広域幹線道路のネットワーク強化を図る。

圏域内外の市町村が隣接する地域では、互いに被害想定との整合を図るなど、円滑な連携のための取り組みを推進する。

また、災害時の支援体制を強化するため、県及び市町間の情報伝達手段の確保や相互応援体制の構築を推進する。

さらに、災害時などいざという時安心して本県に避難できる防災グリーンツーリズム(*2)を推進し、日頃から都市と農村の交流を図る。

○広域的防災拠点の配置とネットワーク化

災害時の応急対策活動を円滑に行うため、県立鳥屋野潟公園、五十公野公園などの防災活動拠点、緊急物資輸送の拠点となる新潟港と避難路や緊急輸送道路等のネットワークの強化を図る。

○災害の発生するおそれのある土地の開発の抑制（再掲）

水害や津波、土砂災害、雪崩などの発生のおそれのある土地の区域においては、被害の防止・軽減に向けた土地利用を図る。また、土砂災害特別警戒区域など災害の発生のおそれがあり開発行為を行うのに適当でない区域の市街化を抑制するよう開発許可制度の適切な運用を図るほか、必要に応じ宅地造成等規制法による区域の指定などを検討する。特に学校や社会福祉施設などの要配慮者利用施設の立地にあたっては、立地場所の安全性、避難路、避難場所などを踏まえたものとなるよう誘導していく。

○水害対策の強化

本圏域には、平地のほぼ全域にわたり、浸水想定区域が広がっている。このため、流域の上下流や左右岸の土地利用状況などに応じた河川の整備、下水道の整備による雨水排水の強化・雨水流出抑制、流域の森林・農地などによる保水・遊水機能の確保など、市町の区域を越えた対応を検討する。

また、水防活動や避難に必要な情報を県と市町で共有するなど、流域共通の対応を検討する。

○津波に強い都市の形成

本圏域は約 80 k m に及ぶ長い海岸線を有し、沿岸部に都市機能や人口が集中していることから、日本海沖を震源とする地震に伴う津波により大規模な被害が懸念されている。このため、県と市町は地域防災計画を基本として、津波ハザードマップの作成や住民の津波に対する意識啓発とともに、海岸保全施設の整備など、ソフトとハードを組み合わせた総合的な対策を実施する。

○集落の孤立対策の強化

本圏域の山間地などでは、災害などによる道路の寸断により、集落の孤立が想定されるため、県と圏域内外の市町村と連携し、通行機能や通信手段の確保、支援体制などの充実を推進する。

5) 広域景観

○圏域の自然景観と調和した景観づくり

個々の市町の区域を越えて共通する自然や風土によって構成される景観は、圏域内外の多くの人々に親しまれる広域景観として、連続性や調和に配慮した景観誘導を図る。

本圏域は楕形山脈、二王子岳、五頭連峰、菅名岳、麒麟山、角田山など地域のシンボルとなる山々、美しい砂浜が広がる海岸、信濃川や阿賀野川等の悠大な河川など、四季折々の変化を見せる自然を有している。これら圏域の自然景観となる象徴的な景観資源と調和した、良好な景観づくりを推進する。

○地域の歴史・文化を活かした景観の形成

歴史的な建物やまちなみ、特徴的な農村景観、地場産業に根ざした景観など、地域の歴史・文化に育まれた地域固有の景観は、地域に対する誇りや愛着を生む要素であるとともに、来訪者に地域の文化を印象づける重要な要素である。

本圏域には、港町を象徴する萬代橋や旧新潟税関庁舎などの建造物や、開港当時を偲ばせる商家や庭園なども存在する。また、城下町の情緒を感じさせる新発田城址周辺の歴史的な建造物や庭園が存在する。この他、新潟市古町地区の花街や新潟市小須戸地区及び阿賀町津川地区の歴史的なまちなみ、新発田市の会津街道沿いの集落、各地に古くから伝わる祭りの風景など、地域の個性や魅力を支える多くの景観資源が存在する。これらを将来に渡って継承されるように保全を図る。

○地域における意識の醸成とルールづくり

地域の自然・歴史・文化を活かし、個性ある魅力的な景観づくりを行うため、地域の合意と参加による景観づくりを推進する。

また、良好な景観の形成や風致を維持するため、建築物や屋外広告物などを適切に規制・誘導するルールづくりを検討する。

○景観法等諸制度の有効活用

本圏域の象徴的・歴史的な景観を守り、次世代へ引き継いでいくために、景観法に基づく景観計画の策定、都市計画法に基づく地域地区や地区計画の指定などを検討する。

さらに、文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観など、景観の保全・形成に向けた諸制度の活用を検討する。

6) 環境負荷の低減

○人と地球にやさしい交通体系への転換

高齢者をはじめ全ての人の移動のしやすさに配慮するとともに、過度に自動車に依存しない、人と地球環境にやさしい交通体系への転換を図る。

鉄道駅やパークアンドライド施設などの交通結節点の整備や公共交通サービスの強化により、公共交通の利用を促進する。

市街地では、交通混雑を緩和するため、効率的で効果的な道路ネットワークの整備や、歩行者及び自転車が安心して移動できる環境整備を推進する。また、パークアンドライドなどの交通需要マネジメント施策(*4)を推進する。

さらに、広域的な物流におけるモーダルシフト(*5)や、市町が連携した施策を必要に応じて推進することにより、環境負荷の低減を図る。

○都市と自然・みどりと調和

本圏域は、磐梯朝日国立公園、佐渡弥彦米山国定公園、五頭連峰などの県立自然公園が存在し、圏域の約6割を森林が占めている。また、信濃川、阿賀野川などの河川が流れ、広大な農地を有し、豊かなみどりの空間が存在している。

これらは、二酸化炭素の吸収源となるほか、水源のかん養、災害の防止、健全な水循環の形成など重要な役割を担っていることから、市街地を取り巻くみどりの環境の積極的な保全を図り、都市の形成にあたっては無秩序な市街地の拡大を抑制し、みどりと調和した環境負荷の少ない低炭素型の都市づくりを推進する。

○資源・エネルギーの有効利用

本圏域に存在する広大な海面や河川、農地、森林などの多様な地域資源による再生可能エネルギーの活用を推進する。

圏域内の事業所や工場、下水処理場で発生する廃棄物やごみ処理場の廃熱などの有効な利活用を推進する。

○関係法の連携による適切な土地利用

美しい県土の自然を将来に渡って守り伝えるとともに、環境負荷が少なく人と自然が共生する社会を実現するために、都市計画法の適切な運用に加え、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法などとの連携により、適切な土地利用を図る。

*1 高次都市機能

総合病院、大学、芸術・文化施設、スポーツ・コンベンション施設など、日常生活圏を超えて利用される機能を指す。

*2 防災グリーンツーリズム

新潟県内の各地域と大都市との間で持続的な交流を進め、「絆」を育みながら、万一の際には、この絆を縁として被災された方が安心して「第2のふるさと」として新潟県に避難できる関係を築く取り組み。

*3 生活関連機能

食品や生活用品などの商店、銀行などの金融機関、診療所、郵便局、小・中学校など、日常生活に必要な機能を指す。

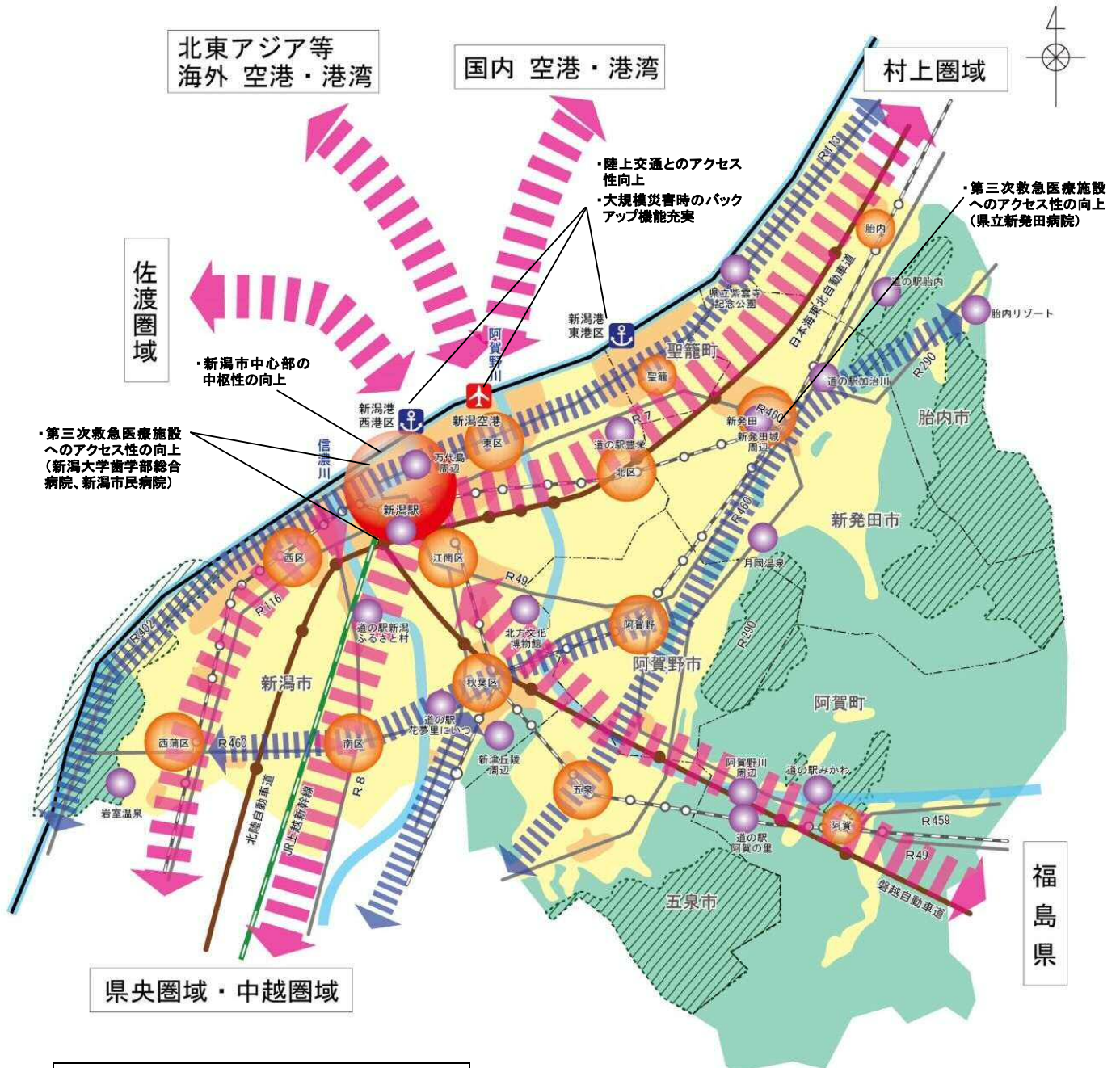
*4 交通需要マネジメント

時差出勤など自動車利用時間の変更やパークアンドライドによる自動車から公共交通機関への転換など、自動車の利用の仕方や自動車利用者の交通行動の変更を促すことにより、交通量を削減する手法。

*5 モーダルシフト

CO₂ 排出量の削減やエネルギー消費の効率化、交通渋滞の解消など地球温暖化の抑制を目的に、トラックによる幹線貨物輸送を大量輸送が可能な船舶または鉄道による輸送に転換すること。

◆圏域方針図



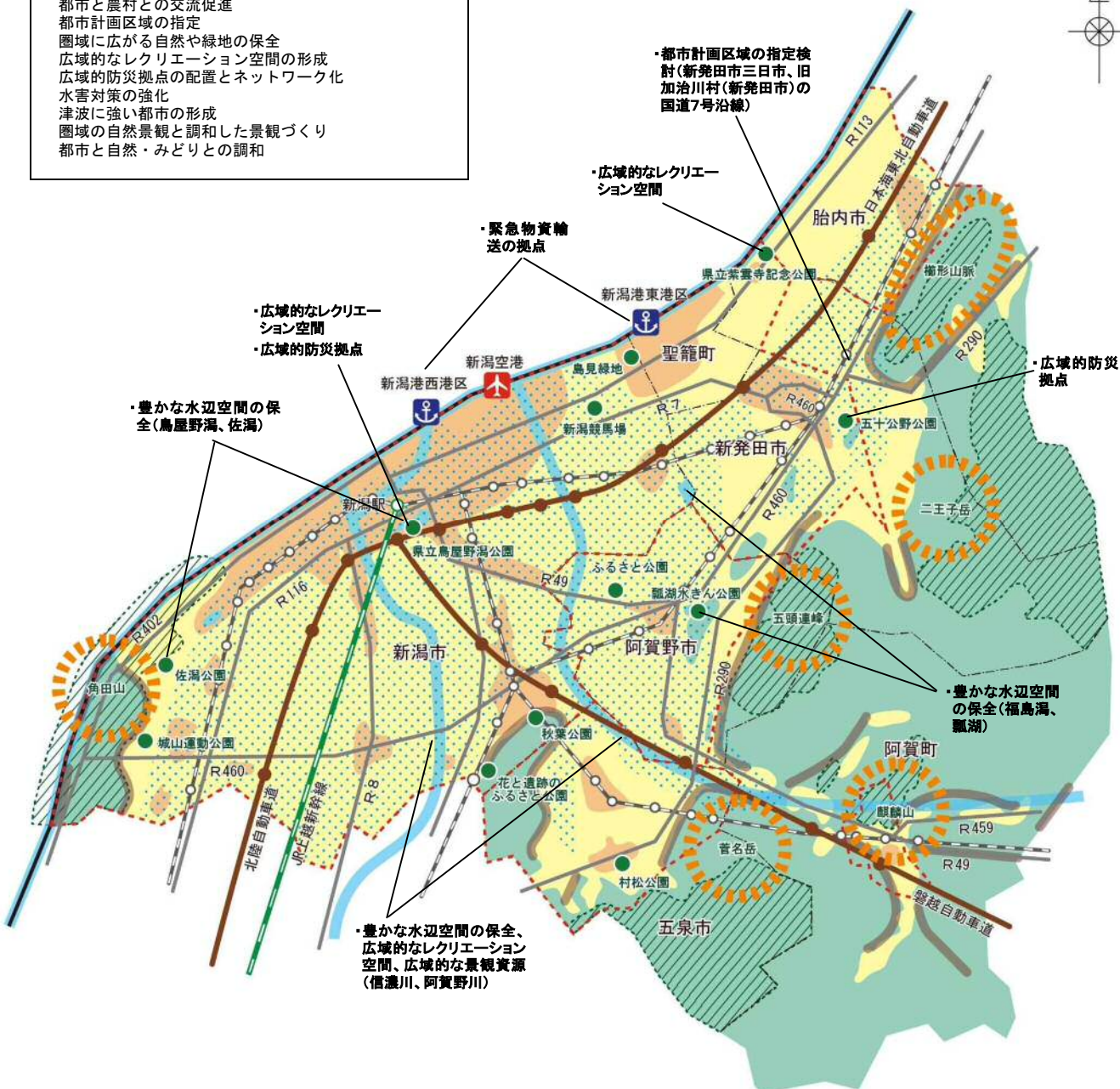
広域的な都市づくりの方針
 都市の連携を強化する交通ネットワークの充実
 広域的な物流・観光の活性化
 雪や災害に強い道路ネットワークの整備
 大規模災害時のバックアップ機能の充実
 人と地球にやさしい交通体系の整備

凡 例			
	広域拠点		空港・港湾
	都市拠点		新幹線駅・鉄道駅
	交流拠点		高速IC
	広域連携軸		新幹線
	地域連携軸		その他鉄道
	市街地 ※		高速道路
	都市・農業地域 ※		一般国道
	森林地域 ※		
	自然公園地域 ※		
	河川・湖沼・海岸		

※注：土地利用を模式的に表現しています。

圏域方針図（都市構造）

広域的な都市づくりの方針
 幹線道路沿線等の土地利用の適正化
 災害の発生するおそれのある土地の区域の開発抑制
 都市と農村との交流促進
 都市計画区域の指定
 圏域に広がる自然や緑地の保全
 広域的なレクリエーション空間の形成
 広域的防災拠点の配置とネットワーク化
 水害対策の強化
 津波に強い都市の形成
 圏域の自然景観と調和した景観づくり
 都市と自然・みどりとの調和



凡 例	
市街地 ※	大規模公園・防災活動拠点
都市・農業地域 ※	広域的な景観資源
森林地域 ※	空港・港湾
自然公園地域 ※	新幹線駅
河川・湖沼・海岸	高速IC
都市計画区域	新幹線
土砂災害警戒区域の多い箇所	その他鉄道
浸水想定区域	高速道路
	一般国道

※注：土地利用を模式的に表現しています。

圏域方針図（土地利用）

新潟圏域

広域都市計画マスタープラン

Ⅱ．都市計画区域マスタープラン

1. 新潟都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画の案の理由書

1 都市計画変更の内容

新潟都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を別紙のように変更する。

2 理由

県では、県内全ての都市計画区域において、平成 16 年 5 月に、平成 32 年を目標年次として「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）」を策定した。新潟都市計画区域マスタープランについては、その後、区域区分の見直し及び市町村合併等に伴う変更を平成 23 年 3 月に行い、緑地の見直しに伴う変更を平成 24 年 2 月に行ったところである。

一方、当初策定からの社会情勢として、地域主権一括法に基づく市町村への都市計画事務の権限移譲の進展、広域交通網の整備等に伴う生活圏の広域化、人口減少・高齢化の進展等、都市計画を取り巻く状況が大きく変化してきている。また、地球温暖化の深刻化や東日本大震災の発生等を背景として、都市計画の分野においても環境負荷の低減や都市防災の強化に関する取り組みが一層求められるようになってきている。

このような状況を踏まえ、県では新潟都市計画区域マスタープランについて、平成 42 年を目標年次として、都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けた都市計画の基本的な方向性を示すため、「主要な都市計画の決定の方針」に、「都市防災」、「都市景観」及び「都市環境負荷低減」を追加・拡充するほか、これまでの内容を見直す変更を行うものである。

都市計画策定経緯の概要

新潟都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

事 項	時 期	備 考
素案説明会	平成 28 年 9 月 2 日 ～9 月 4 日	
公聴会	平成 28 年 10 月 9 日	
国土交通大臣事前協議	平成 28 年 10 月中旬 ～12 月中旬	(予定)
都市計画案の縦覧	平成 29 年 1 月中旬 ～1 月下旬	(予定)
市町村の意見聴取	平成 29 年 1 月中旬	(予定)
新潟県都市計画審議会	平成 29 年 2 月中旬	(予定)
国土交通大臣本協議	平成 29 年 2 月中旬	(予定)
決定告示	平成 29 年 3 月下旬	(予定)

新潟都市計画

都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)

(素 案)

平成28年8月

新 潟 県



都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について

本文のみを都市計画決定することとし、参考図面（附図、参考図）は都市計画決定の対象としない。

なお、本文中の参考図面についての記述は、参考のため掲載するものである。

目 次

I 都市計画の目標

- 1 基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 目標年次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 範囲及び規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 当該都市計画区域における都市づくりの方針・・・・・・・・ 1
 - (1) 当該都市計画区域の概況・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 当該都市計画区域の都市づくりの目標・・・・・・・・ 2

II 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- 1 区域区分の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 区域区分の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (2) 産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (3) 市街化区域の規模及び配置の方針・・・・・・・・ 4

III 主要な都市計画の決定の方針

- 1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 5
 - (1) 市街地の土地利用の方針・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 市街化調整区域の土地利用の方針・・・・・・・・ 7
- 2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・ 10
 - (1) 交通施設の都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 10
 - (2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針・・・・ 13
 - (3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針・・・・ 15
- 3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・ 15
 - (1) 主要な市街地開発事業の決定の方針・・・・ 15
 - (2) 市街地整備の目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・ 17
 - (1) 自然的環境の整備又は保全の方針・・・・・・・・ 17
 - (2) 主要な緑地の配置の方針・・・・・・・・・・・・ 18
 - (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針・・・・ 19
 - (4) 主要な緑地の確保目標・・・・・・・・・・・・ 20
- 5 都市防災に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・ 20
 - (1) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - (2) 都市防災に関する方針・・・・・・・・・・・・ 21
- 6 都市景観に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・・・・・ 22
 - (1) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - (2) 都市景観に関する方針・・・・・・・・・・・・ 22
- 7 環境負荷の低減に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・ 23
 - (1) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - (2) 環境負荷の低減に関する方針・・・・・・・・・・・・ 23

新潟都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I 都市計画の目標

1 基本的事項

(1) 目標年次

新潟都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の目標年次は平成42年とする。

(2) 範囲及び規模

本都市計画区域は新潟県の北西部に位置し、新潟市、聖籠町の全域及び新発田市の一部によって構成される広域の都市計画区域である。本都市計画区域の範囲及び規模は次のとおり。

都市計画区域名	市町村名	範囲	規模
新潟 都市計画区域	新発田市	行政区域の一部	10,669 ha
	聖籠町	行政区域の全域	3,758 ha
	新潟市	〃	72,645 ha
計			87,072 ha

2 当該都市計画区域における都市づくりの方針

(1) 当該都市計画区域の概況

①都市の形成状況

本都市計画区域の北側の海岸沿いには砂丘地や松林などの樹林地が広がっており、西側にはラムサール条約の登録湿地である佐潟、中央部には鳥屋野潟、東部には福島潟などの湖沼がある。また、南西部に角田山や多宝山をはじめとする丘陵地が連なり、佐渡弥彦米山国定公園が指定されている。その他、南東部に新津丘陵や東部の新発田市に丘陵地がある。

また本区域は、信濃川と阿賀野川の河口に広がる新潟平野に位置しており、ほぼ平坦な地形となっている。

市街地は、新潟島及び新潟駅周辺を中心として、J R 沿線や幹線道路沿道に形成されている。

市街地周辺には、広大な水田地帯が広がっており、その中に農村集落地が点在している。

②都市の成り立ちと近年の動向

本都市計画区域の中心都市である新潟市は、古くから水上交通の要衝として栄え、港町として発達してきた。平成17年に近隣の13市町村と合併し、平成19年4月には、本州日本海側初となる政令指定都市となっている。

新発田市は、江戸時代に新発田藩の城下町として発展してきた。新発田市も平成17年までに周辺の3町村と合併している。

本区域は、首都圏と日本海側経済文化の交流地として、また、新潟県の政治、経済の中心地として重要な役割を果たしており、特に新潟市中心部には、行政、文化、教育、商業など広域的な都市機能が集積し、新潟県の中核を担う都市を形成している。

本区域は、高速道路網や上越新幹線などの高速交通体系の整備によって、首都圏、山形県、福島県などと広域的な高速交通ネットワークが形成されている。また、JR越後線、信越本線、羽越本線、白新線、磐越西線や、国道7号、8号、49号、116号その他複数の国県道によって、新潟市内の各地と新発田市、聖籠町を結ぶ広域的な交通ネットワークが形成されている。その他にも、地域拠点空港である新潟空港は、中国、韓国、ロシアなど北東アジアを中心とした国際線や、国内線を多数有しており、国際拠点港湾である新潟港は、西港区に国内のフェリーターミナルや国際旅客ターミナルが整備され、東港区では背後に東港工業地域を擁するなど、国際交流、国際物流の拠点としての重要な役割を果たしている。

主要な公園緑地として紫雲寺記念公園、鳥屋野潟公園、花と遺跡のふるさと公園などが整備され、都市近郊のレクリエーション空間の創出が図られている。

現在、鉄道の高架化をはじめとする新潟駅周辺整備などの大規模プロジェクトが実施中である。さらに、都市計画道路万代島ルート線や新潟中央環状道路等の整備が進められており、事業によって都市内の渋滞緩和や広域交通ネットワークが強化されることから、さらなる都市の発展が期待される。

本区域を構成する新潟市、新発田市及び聖籠町の合計人口は、国勢調査結果より、平成17年の約932千人をピークとし、平成22年には約927千人となり、人口減少に転じている。また、高齢化率（65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合）は、約21%から約24%に推移している。今後、人口減少や高齢化の進行が想定されることから、生産年齢人口や税収の減少により、将来、都市機能の維持が困難となっていくことが懸念される。

参考図面 附図－1：都市構造図

（2）当該都市計画区域の都市づくりの目標

新潟県の都市計画は、「人口減少」「高齢化」「環境保全」「防災」を重要課題と捉え、今後の都市づくりの共通目標像を持続可能な「コンパクトな都市」づくりとする。

地域の状況を踏まえ、本都市計画区域では、都市づくりの目標を次のとおり定める。

①高次都市機能の充実

高次都市機能の充実により、都市の魅力や活力を高め、拠点性の向上を目指す。また、各拠点を広域的なネットワークで結ぶことにより、拠点間の連携の強化を目指す。

さらに、今後の人口減少や高齢化を見据え、中心市街地及び拠点地域に都市機能の誘導を進め、にぎわいの創出を目指す。

②恵まれた広域ネットワークを活かした交流の促進

恵まれた広域交通基盤を活かし、各都市拠点や交流拠点など、相互の連携の強化を図り、国内外との多様な交流の促進と産業の振興を目指す。

③恵まれた水辺空間と豊かな田園の保全と活用

都市部にうるおいをもたらす恵まれた水辺空間と、都市近郊に広がる豊かな田園を保全し、自然と調和した都市を目指す。また、農山漁村の歴史・産業・文化、優れた景観などを継承し、地域が誇れる資源として活用することを目指す。

④災害に対して安全・安心に暮らせる都市

地震、水害、津波、土砂災害、雪害など多様な災害リスクに対して、災害の発生を抑制する防災対策と、被害を最小化する減災対策を図り、安全に安心して暮らし続けることのできる都市を目指す。

II 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1 区域区分の有無

本都市計画区域は区域区分を定める。

本都市計画区域は昭和45年から区域区分を定めており、県の中核拠点として都市機能及び人口が集積し、交流や産業などの多様な都市活動が展開している。今後も都市的土地利用が見込まれることから、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、区域区分を定める。

2 区域区分の方針

区域区分は、都市計画法に規定する「都市計画に関する基礎調査」を基にして、人口や産業規模の推計を行い、その見直しの必要性を判断する。

(1) 人口

本都市計画区域における平成32年の人口を次のとおり想定する。

区分	年次	平成22年	平成32年
都市計画区域内人口		905千人	おおむね 885千人
市街化区域内人口		718千人	おおむね 735千人
市街化調整区域内人口		187千人	おおむね 150千人

- 平成32年の市街化区域人口には保留人口を含む。平成32年の人口は、平成22年の国勢調査結果を踏まえた国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に、関係市町の政策的要素を加味している。）

(2) 産業

本都市計画区域における平成32年の産業の規模を次のとおり想定する。

区分	年次	平成22年	平成32年
生産規模	工業出荷額	12,886億円	13,591億円
	卸小売販売額	35,572億円	31,777億円

- 平成32年の工業出荷額及び卸小売販売額は、工業統計調査及び商業統計調査の過去の傾向を基に推計。

(3) 市街化区域の規模及び配置の方針

市街化区域は、市街地に配置すべき人口、産業を適正に収容できる規模とする。

市街化区域の規模の設定については、「都市計画に関する基礎調査」を踏まえ、人口及び産業の見通しに基づき、必要な面積を算定し、その範囲内で行う。

この場合、市街化区域内において未利用、低利用となっている区域については、必要な規制誘導策を講じて有効な利用を図り、低未利用地を多く残したままでの市街化区域の拡大は行わない。

なお、新たに市街化区域を配置する場合には、市街地の発展の動向、当該区域の地形、自然条件及び交通条件に配慮し、かつ計画的、一体的な市街地形成の見通しを判断し、適正に行う。

また、市街化区域内の土地のうち、今後も営農が継続されることが確実と認められるなど市街化区域に含めないことが望ましい土地の区域については、市街化調整区域への編入を検討する。

本都市計画区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、市街化区域の規模を次のとおり想定する。

年 次	平成32年
市街化区域面積	おおむね15,456ha

(保留面積は含まない。)

Ⅲ 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 市街地の土地利用の方針

①基本方針

本都市計画区域では、都市機能や生活利便性の維持・向上を図るため、今後は、無秩序な市街地の拡大は抑制し、防災面や環境面にも配慮した計画的な土地利用を行う。また、道路、下水道、河川、公園などの既存の都市施設、空き家や空き地などを有効に活用するとともに、公共公益施設等の再編を行うなど、市街地の規模や役割に応じた効率的な土地利用を図る。

さらに、商業、医療、福祉などの都市機能の誘導と公共交通の効果的な連携により、移動しやすく環境負荷の少ない都市構造の形成に資する土地利用を行い、コンパクトな都市づくりを目指す。

②主要用途別の土地利用の方針

ア 業務地

業務地は、行政、金融などの業務機能が集積する地区である。適切な密度構成に従って関連施設の集積を促進し、また、既存の都市基盤、公共交通の有効な活用を考慮して業務地を配置する。

新潟市中央区の新光町・美咲町地区は、県庁や国の出先機関などの官公庁施設、事業所が集積しており、業務地としての機能の充実を図る。

新潟市中央区の万代、新潟駅周辺地区、新潟市役所周辺地区は、公共公益施設、事業所、金融機関、文教施設などが集積しており、業務地としての機能を充実するとともに、良好な都市環境の整備と土地利用の高度化を図る。

行政施設及びコミュニティ施設などが集積する新潟市秋葉区の新津地区の市街地は、今後も業務施設などの誘導を推進し、市民活動の拠点の形成を図る。

新発田市中央町地区は、市役所などの公共公益施設が集積しており、業務地としての機能の充実を図る。

イ 商業地

商業地は、多様な商業施設が集積し、都市のにぎわいの中心となる地区である。個性があり魅力的な市街地の形成とにぎわいの創出を図るとともに、新たな商業機能の適正な立地を誘導しながら、都市全体の商業の動向や鉄道、道路などの交通ネットワークを考慮し、都市に必要な規模を配置する。

新潟市中央区の古町、万代、新潟駅周辺地区は、県内商業の中核を担う地区である。今後は、土地利用の効率化などにより、一層の商業集積とにぎわいの創出を図る。

JR各線主要駅周辺地区など商業集積を図るべき地区においては、求心力の向上やにぎわいの創出を目指す。また、地元商店街などは、地域住民のための日常的な買い物や地域コミュニティの拠点として活性化を図る。

新発田駅前周辺地区は、新発田駅前土地区画整理事業による市街地整備により、移転・新築がなされた県立新発田病院と一体となった商業・業務地の形成を図る。

新発田市の月岡温泉地区は、観光地としての機能の充実を図る。

ウ 工業地

工業地は、地域の工業生産活動の中心となる工場、事業所などが集積する地区である。産業構造の変化へ対応しながら、原則として工業生産活動を妨げるおそれのある用途の混在を防止するとともに、周辺の居住環境への影響に十分配慮し、道路や緑地等の都市基盤との整合を図り配置する。

新潟港西港区周辺は、工業の集積度が高い地区であり、今後も港湾機能を活かした生産活動の維持増進を図る。また、本州日本海側最大の国際物流の拠点となる新潟港東港区周辺は、大規模な臨海工業地帯として一層の基盤整備と工業、物流機能の充実を図る。

その他既存の工業集積地は、産業の拠点として引き続き維持増進を図る。

エ 流通業務地

流通業務地は、流通業務施設を集積させることにより、都市内交通の混雑緩和及び物流の効率化を目的とした、広域的な物流の拠点となる地区である。広域交通網を有効に活用した基盤整備を推進し、流通業務機能の強化を図るとともに、周辺の居住環境への影響に十分配慮し配置する。

流通業務地区の指定を受け整備された新潟市流通センター及びその周辺は、広域交通を活かした物流拠点として維持増進を図る。

オ 住宅地

住宅地は、地域の特性を踏まえながら、良好な居住環境の維持及び形成を図る地区である。居住環境の悪化をもたらすおそれのある建物用途や建築形態の混在の防止を考慮して住宅地を配置する。また、住宅の安全性、耐久性、快適性、エネルギー効率性の向上等を目指し「新潟県住生活マスタープラン」に基づき、良質な住宅の供給を促進する。

都市基盤が整っている都心や各地域の中心部においては、高齢者や子育て世帯など多様な世代が安心して暮らせる利便性の高い居住地として、居住環境の改善を図りながら、多様なニーズに対応した住宅の供給を促進する。

まとまりのある低層住宅地を形成している地区は、優れた居住環境

の維持を図る。

市街化が進行しつつある地区は、地域の特性や周辺環境との調和を図り、良好な居住環境の形成に向けた計画的な土地利用を図る。

③特に配慮すべき課題等を有する市街地の土地利用の方針 ア 土地の高度利用に関する方針

新潟市中央区の古町、万代、新潟駅周辺地区は、県内商業の中核を担う地区であり、商業機能の拡充、鉄道の高架化や街路事業・市街地再開発事業などの推進により、土地利用の高度化を図る。

新潟市中央区の鳥屋野潟南部地区は、環境の優れた快適な空間の創出、新しい都市機能の導入を行う地区として「鳥屋野潟南部開発計画」に基づき土地利用の高度化を図る。

新光町・美咲町地区においては、県庁及び一団地の官公庁施設を核とし、高度利用の促進、都市機能の拡充を図る。

イ 居住環境の改善又は維持、保全に関する方針

新潟市の古くからの既成市街地で、幅員の狭い道路に面して老朽化した建物が密集している地域については、道路や建物の改善など都市防災に配慮した居住環境の改善を目指す。

新発田市の新発田城、寺町・清水谷地区は、周辺の公共・公益施設と連携した回遊性のある歴史地区として保全、活用を図る。

ウ 用途転換及び用途純化又は用途の複合化に関する方針

新潟港西港区周辺の山の下地区、焼島地区など、工場や物流施設の移転、撤退が起きている地区については、導入すべき機能を総合的な視点から検討し、必要な道路・緑地などの環境整備を前提として、土地利用規制の運用により周辺環境と調和のとれた跡地利用を誘導し、土地利用転換を図る。

新潟市中央区の美咲町地区においては、現在工業系の用途地域が指定されているが、地区の一部で住宅地や官公庁施設用地への土地利用転換を推進しており、引き続き住居系・業務系を主体とした土地利用を図る。

新発田市大手町地区の県立病院の跡地については、緑化や防災機能等の土地利用を図る。

エ 低・未利用地の積極的な活用に関する方針

高速道路インターチェンジ周辺などは、広域交通の利便性を活かした物流、工業の拠点として一層の集積・誘導を図る。

基盤整備済みで未利用地の残る住宅地や工業地については、周辺的生活環境に配慮しつつ、有効な土地利用を推進する。

参考図面	附図－２：市街地の土地利用方針図
	参考図－１：市街地の土地利用現況図

(2) 市街化調整区域の土地利用の方針

①基本方針

市街化調整区域では、次の方針により良好な環境の形成または保全を図る。

ア 守るべき自然環境や農地を保全し、継承する

- ・森林や湖沼などのすぐれた自然や生態系の保全を図る。
- ・優良な農地を保全し、良好な営農環境の確保を図る。
- ・美しい田園風景や自然景観を地域の財産として継承する。

イ 良好な集落環境の維持及び形成を図る

- ・地域固有の特徴ある集落環境を保全し、継承する。
- ・コミュニティの総意による計画的な里づくりを支援する。
- ・地域の農業や文化・景観を活かした都市と農村との交流の場づくりや連携の強化を支援する。

ウ 地域特性に応じた計画的な土地利用により土地の有効利用を図る

- ・水害、土砂災害、津波などの自然災害により被害の危険性のある区域での開発を抑制するなど、計画的な土地利用を図る。
- ・土地利用の混在や環境悪化のおそれのある土地利用を抑制し、良好な居住環境の形成を図る。
- ・将来の都市づくりに支障とならないよう、計画的な開発誘導を図る。

②地域区分別の土地利用の方針

土地利用の状況及び将来の方向性を踏まえた地域区分別の土地利用の方針を次に示す。

ア 自然地域

佐渡弥彦米山国定公園から海岸沿い一帯の樹林地は、貴重な自然環境を有し、良好な景観を形成しているとともに、防風・防砂機能を果たしている。また、角田山、多宝山、新津丘陵などの山林は、重要な自然資源及び貴重な景観資源となっている。これらの良好な自然環境を、生態系に配慮しながら将来にわたり保全する。

また、信濃川、阿賀野川、中ノロ川などの河川の周辺や佐潟、福島潟などの湖沼の周辺は、良好な水辺の景観や豊かな生態系に配慮しながら保全する。

イ 農業地域

市街地郊外に広がる広大な田園地帯は食料生産のほか、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、うるおい空間の提供、良好な田園景観の形成などの多面的機能を有していることから、将来にわたり保全

する。

ウ 集落地域

市街地郊外に広がる田園地帯の中には、自然や田園環境に調和した低層戸建て住宅を主体とするゆとりある集落地が形成されている。これらの地域においては、適切な開発の規制、誘導を行い、周辺環境と調和したゆとりのある居住環境及び営農環境の維持、形成を図る。

また、人口減少などにより地域の活力が低下している集落地では、農林漁業との調整を図った上で市街化調整区域地区計画を活用することなどにより、集落の活性化、地域コミュニティの維持、再生に向け、地域の総意による主体的な取組みを支援する。

エ 歴史集落地域

新潟市江南区の沢海地区は、北方文化博物館をはじめとした歴史的なまちなみが形成されており、良好な景観の資源となっている。これら歴史的なまちなみ景観の保全と生活、防災環境の向上を図る。

新潟市西蒲区の岩室温泉地区は、北国街道の宿場町として栄えた温泉街が形成されている。周辺の住環境に配慮しながら、歴史のある観光地を維持、保全する。

オ 混合地域

国道、県道沿いの市街化区域に近接した地域では、住宅や工場、業務施設、沿道サービス施設などが混在して市街化が進行している。これらの地域では、環境の悪化防止及び改善を促進するため、農林漁業との調整を図った上で市街化調整区域地区計画を活用することなどにより、開発の適正な規制、誘導を図る。

カ 特定地域

既に工業団地として整備されている地区や一団の開発済み地については、今後とも周辺環境との調和に配慮しながら、計画的な土地利用を行う。

新潟薬科大学が立地する新潟市秋葉区の東島地区は、大学を核としたバイオリサーチパークの形成を促進する。

既に住宅地として整備されている地区及び旧町役場周辺などの公共公益施設が集積している地区は、一層の居住環境の向上を図る。

参考図面	附図－４：自然的環境の整備又は保全に関する方針図 参考図－２：市街化調整区域の土地利用現況図
------	---

③計画的な開発の誘導の方針

市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であることから、当該地域における開発は、自然環境、営農環境の保全とともに将来の土地利用上の支障とならないよう特に配慮しなければならない。

ただし、人口及び産業の見通し、市街地の土地利用状況などから、

新たに市街地の拡大が必要な場合には、農林漁業と調整を行い、市街化区域編入を前提として計画的かつ一体的な市街地形成を図る。

④災害防止のための開発抑制の方針

市街化調整区域には、水源のかん養や溢水、湛水、土砂流出防備及び急傾斜地の災害防止及びなだれ防止の機能を持つ林地や、水害を予防する機能を持つ農地が存在していることから、これらの区域を積極的に保全する。

また、災害の発生するおそれのある土地については開発許可制度の運用により新規の開発を抑制するとともに、土砂災害防止法等と連携して、既存建物の区域外への移転・誘導を検討する。

2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設の都市計画の決定の方針

①交通体系の整備の方針

ア 基本方針

a 人にも環境にもやさしい都市交通の実現

コンパクトな都市づくりを進めるため過度に自動車に依存しない都市交通を目指す。具体的には、公共交通の利便性の向上などにより持続可能な交通ネットワークの形成を目指し、人にも環境にもやさしい都市交通の実現を目指す。

b 暮らしと命を守る道路ネットワークの整備

冬期間における円滑な交通の確保や災害時における避難路や緊急輸送道路等の確保など、住民の暮らしと命を守るため、雪や災害に強い道路ネットワークの整備を目指す。

イ 本都市計画区域における整備の方針

a 交通ネットワークに関する方針

本区域は、上越新幹線、北陸自動車道、磐越自動車道、日本海東北自動車道が高速交通体系を形成し、放射状の道路として国道7号、8号、49号、113号、116号、402号、403号が、環状方向の道路として国道290号、460号、県道新潟中央環状線が交通体系の骨格を構成している。また、海外への玄関口として、国際拠点港湾である新潟港と地域拠点空港である新潟空港を有しており、国際交流、国際物流の拠点となっている。

これらの各拠点へのアクセス性の向上や鉄道駅など交通結節点との相互間の連携強化を図るため、広域幹線道路や都市内幹線道路などの計画的、重点的な整備を推進し、公共交通と一体となった円滑で継ぎ目のない交通ネットワークの形成を図る。

新発田市中心部においては、放射状道路の整備が先行してきたが、

今後は良好な市街地形成へ誘導するため、市街地における環状道路などの整備を進め、放射環状型の道路網の形成により交通環境の改善を図る。

b 公共交通に関する方針

主要な鉄道駅やバス停では、パークアンドライド施設の整備を進めるなど、交通需要に応じた総合的な施策を展開し、都市交通の円滑化を図る。

公共交通の利便性、快適性の向上を図るため、バスターミナルなどの交通結節点の整備や利用環境の改善などを推進する。

c 全ての人にやさしい交通に関する方針

今後、自動車を運転できない高齢者の増加が見込まれることから、市街地では、徒歩や自転車、バス、鉄道等により円滑に移動できる都市構造を目指す。そのため、高齢者や児童、障害者、外国人など全ての人が安全で容易に移動できる、ユニバーサルデザインの考えに基づいた施設整備を推進する。

また、まちづくりと連携して歩行者及び自転車の移動空間の確保やネットワーク化を図ることにより、にぎわいと魅力ある移動環境の創出を目指す。

d 防災性の向上に関する方針

都市における道路は、災害時の延焼遮断帯となるとともに、避難路や救助活動・物資輸送路となることから、地域防災計画と連携した計画的な配置を行う。特に、緊急輸送道路等の重要な道路については、耐震化やネットワーク化を推進する。

さらに、高度経済成長期に建設された多くの交通施設の高齢化が進んでいることから、計画的かつ効率的な維持管理・更新により、交通ネットワークの安全性・信頼性の確保を図る。

e 道路ネットワークの再編に関する方針

社会経済情勢の変化に応じ、長期にわたって未整備となっている都市計画道路の見直しを行っている。今後も必要に応じ、将来都市像の実現に向けた道路ネットワークの再編を行い、効率的・効果的な整備を推進する。

②主要な施設の配置の方針

ア 広域幹線

広域幹線として、高速交通体系の一翼を担う北陸自動車道、日本海東北自動車道、磐越自動車道、また広域的な交流や連携の促進を図る国道7号、8号、49号、113号、116号、290号、402号、403号、460号を位置付ける。

イ 都市内幹線

都市内幹線として、本都市計画区域内の交通の円滑化を図るとともに広域幹線を補完し、本区域内を有機的にネットワークする外郭環状道路、新潟中央環状道路を配置し、これに連絡する県道や周辺都市内の骨格を形成する県道などを位置付ける。

また、高規格幹線道路と一体となって、地域相互の交流や空港・港湾への連携を強化する地域高規格道路として「新潟東西道路」、「新潟南北道路」を配置する。

ウ 都市高速鉄道

新潟駅周辺地区については、鉄道により南北に市街地が分断され、市街地の発展や交通混雑が問題となっている。そこでJR新潟駅を中心にJR信越本線、白新線、越後線を都市高速鉄道と位置付け、鉄道の高架化をはじめ周辺幹線道路などの整備を行い、新潟駅周辺地区の南北市街地の一体的かつ高度な土地利用を図る。また、あわせて駅前広場、高架下交通広場などの整備を行い、都市交通体系の主要ターミナルの形成を図る。

エ 交通結節点

交通結節点である鉄道駅及びバスターミナル、バス乗り場などは、駐車・駐輪場、駅前広場、自由通路、パークアンドライド施設や待合施設などの整備・改善を進め、公共交通の利用が促進されるよう利便性向上を図る。

参考図面 附図-3：交通ネットワーク図

③主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、都市計画決定している国県道のうち、現在整備中の箇所は次のとおり。

ア 道路

路線名	市町村名	整備区間	整備理由
3.1.506 万代島ルート線 (国道7号)	新潟市	中央区沼垂東2丁目～紫竹山4丁目	広域交通の円滑化
3.2.1日渡島潟線 (国道7号)	新発田市	中曽根～三日市	広域交通の円滑化
3.3.501新潟新発田バイパス (国道7号)	聖籠町	大夫興野IC	広域交通の円滑化
3.2.608白根道路 (国道8号)	新潟市	南区保坂～戸頭	広域交通の円滑化

3. 2. 504 亀田バイパス (国道49号)	新潟市	中央区姥ヶ山	広域交通の円滑化
3. 3. 66 国道403号線 (国道403号)	新潟市	秋葉区矢代田～鎌倉	広域交通の円滑化
3. 3. 511 出来島上木戸線 (県道新潟黒埼インター 笹口線)	新潟市	中央区米山～笹口2丁目	都市内交通の円滑化
3. 4. 151 丸山鶉ノ子線 (県道新潟亀田内野線)	新潟市	江南区丸山～北山	都市内交通の円滑化
3. 4. 157 亀田中央線 (県道新潟新津線)	新潟市	江南区亀田中島1丁目～東船場2丁目	都市内交通の円滑化
3. 4. 590 新潟中央環状道路 (県道新潟中央環状線)	新潟市	国道49号～国道116号 ・江南区城所～西区板井 ・西区板井～西蒲区貝柄 ・西蒲区升潟～西区明田	都市内交通の円滑化

(平成28年4月現在)

イ 都市高速鉄道

都市高速鉄道のうち、現在整備中の箇所は次のとおり。

鉄道名	市町村名	整備区間	整備理由
JR信越本線等 (連立)	新潟市	中央区幸町～西馬越	南北市街地の分断解消

(平成28年4月現在)

(2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

① 基本方針

ア 下水道

水環境や生活衛生環境の保全・改善、都市環境の向上を図るため下水道の計画的な整備を促進する。また、災害に強い都市づくりを展開するため、河川管理者とも連携し、雨水排水の強化、雨水流出抑制策などにより浸水被害の防止・軽減を図る。

本都市計画区域では、流域下水道、公共下水道、特定環境保全公共下水道の整備を進めている。今後も土地利用の動向や人口分布状況と十分に整合を図り、事業効果の高い地域から順次整備を進める。また、集落排水施設、合併処理浄化槽などの汚水処理施設との整合を図りながら計画的な下水道の整備を促進する。さらに、将来の人口減少を見

据えて、効率的・効果的な維持・更新を図る。

イ 河川

本都市計画区域には信濃川、阿賀野川をはじめとする河川が流れており、各河川では、洪水による浸水被害から地域の安全を確保するために整備を進めている。また、本区域の雨水排水において重要な役割も果たしており、引き続き流下能力の向上などに努める。また、整備途上段階での施設能力や計画規模を上回る洪水に対し、被害を軽減するため、必要な河川については、洪水ハザードマップの作成・周知などにより住民の防災意識の向上を図る。

なお、農地や山林などの開発については、開発区域からの流出増による下流域の洪水等の被害を避けるため、土地利用計画に基づき適正に誘導し、流域が本来有する保水、遊水機能が損なわれないよう配慮する。

治水面での対策とあわせて、都市におけるうるおいとやすらぎの場や、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場として、自然環境の保全や景観に配慮しながら住民に親しまれる川づくりを推進する。

②主要な施設の整備目標

ア 下水道

新潟県污水处理施設整備構想に基づき、計画的・効率的な整備を促進する。

本都市計画区域において整備中、または着手を予定している箇所は次のとおり。

種 別	名 称
下水道	信濃川下流流域下水道（新潟処理区、新津処理区）
	阿賀野川流域下水道（新井郷川処理区）
	西川流域下水道（西川処理区）
	新潟市船見公共下水道
	新潟市中部公共下水道
	新潟市東部公共下水道
	新潟市新津公共下水道
	新潟市北部公共下水道
	新潟市西部公共下水道
	新潟市白根公共下水道
	新発田市公共下水道
	紫雲寺公共下水道
	聖籠町公共下水道
	月岡特定環境保全公共下水道

（平成28年4月現在）

イ 河川

信濃川下流（平野部）圏域及び新井郷川圏域河川整備計画など、本

区域に係る河川整備計画を踏まえ整備を推進するほか、その他の河川においても必要性に応じ効果的かつ計画的な整備を図る。

本都市計画区域における一級・二級河川のうち、整備中、または着手を予定している箇所は次のとおり。

種 別	名 称
河 川	中田川（聖籠町中ノ橋～新発田市新富町）
	福島潟（新潟市北区前新田沖～新発田市鳥穴～新発田市中ノ通～新潟市北区内沼沖）
	太田川（新発田市太田川橋～飯島）
	荒川川（新発田市荒川～月岡）
	新井郷川（新潟市北区前新田～濁川）
	鳥屋野潟（新潟市中央区上沼～紫竹山）
	通船川（新潟市東区松崎～津島屋）
	大通川（新潟市北区内沼～上大月）
	中ノ口川（新潟市南区下塩俵～根岸）
	信濃川
	阿賀野川

（平成28年4月現在）

（3）その他の都市施設の都市計画の決定の方針

①基本方針

都市における生活の高度化、多様化、住民意識の高まり及び都市活動の活発化に対応するため、都市生活を営むうえで必要不可欠なその他の都市施設のうち、恒久的な性格を有するものを広域的な影響や役割に配慮しながら都市計画に定める。

また、老朽化した都市施設等については、その役割や地域のニーズの変化、施設の特性及び関連施設との連携等を総合的に勘案し、再編統合も視野に入れながら、効果的かつ効果的な配置や維持・更新を図る。

3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

（1）主要な市街地開発事業の決定の方針

①市街地整備の方針

中心市街地は、多様な都市機能が集積し、都市のにぎわいの拠点となるべき地区である。土地利用の整序や高度利用、道路や公園等の公共公益施設の整備を推進し、魅力ある中心市街地の形成を図る。また、都市の拠点となる地区に、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能を誘導し、高齢者や子育て世代にとっても安心・快適に生活できる都市環境の形成を図る。

さらに、地震発生時に建築物の倒壊や延焼など多大な被害の発生が

想定されることから、建物の不燃化及び耐震化の促進、オープンスペースの確保など、災害に強い都市づくりを推進する。

今後、中心市街地の空洞化や空き地の増加、歴史的なまちなみの保存、時代のニーズに応じた拠点づくりなど、地域の課題や特性に応じた市街地整備を推進し、必要に応じた市街地開発事業等の活用を検討する。

②市街地開発事業の方針

本都市計画区域では、昭和の初めから土地区画整理事業が実施され、この結果、都市基盤の整った良好な開発が図られてきた。また、新潟市では市街地再開発事業により中心市街地の高度利用が図られてきた。しかし一方では商業を取り巻く環境の変化や、中心部の人口減少と高齢化などを背景に、中心市街地の衰退、空洞化といった問題が現れている。そのため、これからの時代のニーズに対応した活性化の拠点づくりが課題である。また、木造建築物が密集した地域では、防災性の向上と、まちなみの維持が課題となっている。

今後は、都市機能の更新、居住環境の向上、オープンスペースの確保などを図るため、周辺の良い環境に配慮しながら市街地整備を検討するとともに、必要に応じて市街地開発事業、地区計画等の導入を検討する。

新潟市は県都として高次中枢都市機能の集積と優れた都市空間の形成が必要であるため、新潟駅を中心とした鉄道高架化をはじめ周辺幹線道路や駅前広場整備などを行い、駅周辺の土地利用の高度化を図る。

新発田市は周辺も含む地域の拠点地区として都市機能の集積を図ることが必要であるため、市街地開発事業などによる商業地、住宅地などの土地利用の高度化と都市機能の更新、都市基盤施設の整備を図る。

(2) 市街地整備の目標

①土地区画整理事業

本都市計画区域において整備中、または概ね10年の間に着手を予定している箇所は次のとおり。

地区名	市町村名	事業主体	主要用途	面積(ha)
内野西地区	新潟市	組合	住宅	29.5
新発田駅前地区	新発田市	新発田市	商業業務	11.4

(平成28年4月現在)

※5ha以上の土地区画整理事業を対象とした。

②市街地再開発事業

本都市計画区域において整備中、または概ね10年の間に着手を予定している箇所は次のとおり。

地区名	市町村名	事業主体	主要用途	面積(ha)
古町通7番町地区	新潟市	組合	商業業務	0.8
弁天町地区(B工区)	新潟市	組合	商業業務、住宅	0.3

(平成28年4月現在)

参考図面 参考図-3：市街地開発事業に関する整備位置図

4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(1) 自然的環境の整備又は保全の方針

ア 基本方針

都市における公園、緑地、河川等の自然的環境は、多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場、動植物の生育の場、騒音・振動などの都市公害の防止やヒートアイランド現象など都市環境の緩和、災害時の避難地および防災拠点の役割、うるおいある良好な都市景観の形成など、都市を形づくる上で重要な役割を有している。またこれらは地域独自の生活や文化、歴史、気候、風土等と密接に関連しており、自然と人、人と人、人と地域を繋ぐ役割も果たしている。

四季の変化に富んだ豊かな自然的環境を、かけがえのない地域資源として保全及び活用していくことにより、文化的で健康的な都市生活を実現するとともに、自然的環境と調和した豊かな都市づくりを目指す。

イ 本都市計画区域の整備又は保全の方針

本区域の南西部には佐渡弥彦米山国定公園が指定され、角田山、多宝山からなる山林地帯が優れた自然環境を有している。日本海沿岸の砂丘地はクロマツなどの樹林地が広がっており、地域を特徴づける景観が形成されている。また南部の丘陵地である秋葉風致地区、月岡温泉地区、五十公野地区などは観光・レクリエーション地としても活用されている。

本区域には信濃川、阿賀野川をはじめとする大小の河川が数多く流れており、鳥屋野潟や福島潟などの湖沼は豊かな自然環境を有している。特に、佐潟及びその周辺は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」の登録湿地となっている。

これらの市街地を取り囲む樹林地や水辺により水と緑のネットワークを形成し、これを基幹として広域的な公園などを有機的に結びつけ、生態系の維持に配慮しながら都市と自然の共生を目指す。

(2) 主要な緑地の配置の方針

①環境保全系統

佐渡弥彦米山国定公園から新潟海岸一帯の樹林地や信濃川、阿賀野川等の河川緑地については、地球温暖化の抑制や多様な動植物の生息地として保全を図り、本区域の緑地系統の骨格とする。また、都市のヒートアイランド対策として、街路樹、公共空地や建物敷地等の緑地についても、保全・形成を図る。鳥屋野潟、福島潟、佐潟などの湖沼は渡り鳥の越冬地や水棲動植物の生息環境として保全を図る。

②レクリエーション系統

広域レクリエーション需要に対応する拠点として、新潟市の県立鳥屋野潟公園、新発田市の県立紫雲寺記念公園を配置し、整備及び機能の維持・充実を図る。

住民のレクリエーション需要に対応する公園として、新潟市の秋葉公園、花と遺跡のふるさと公園、佐潟公園、新発田市の五十公野公園などを配置し、機能の維持・充実を図る。また、市街地を取り囲む緑地として、信濃川及び阿賀野川の河川敷や福島潟周辺の保全と活用を図る。

③防災系統

地震、火災などの災害時における安全性の確保を図るため、地域防災計画との連携を図りつつ、都市公園などの計画的な配置に努める。また、広幅員道路や河川などは、火災の延焼遮断帯や災害時の避難経路として位置付け、ネットワーク化と緑化を目指す。

新潟東港工業地帯には、緩衝緑地帯を配置するとともに、工場緑化や街路樹などによる緑化を推進する。

新潟市の西海岸地区、青山海岸地区などの樹林地は、防風、防砂の機能を果たしており、その保全に努める。

④景観構成系統

角田山、多宝山、新津丘陵、五十公野公園周辺、真木山、本田山など、区域の縁辺部に位置する丘陵地及び市街地を取り囲む田園風景は、区域全体の空間を構成する重要な景観要素として保全する。また、佐潟及び海岸沿いの樹林地は、平坦な市街地及び田園風景に変化を与える貴重な景観資源として保全する。

区域内を流れる信濃川、阿賀野川などの河川は、都市景観の骨格を構成する緑地と位置付け、その周辺地域では豊かな水辺景観の形成を推進する。

市街地周辺部に広がる広大な水田地帯と点在する集落で形成される田園風景は、地域を特徴付ける景観として保全する。

市街地内及び周辺に分布する既存の公園や街路樹、住宅地の生け垣等の身近な緑地についても、都市生活にうるおいを与える良好な景観要素として、保全・形成を図る。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

①公園緑地等の配置方針

都市公園などの施設として整備すべき緑地の配置方針は次のとおり。

種 類	配置方針の概要
住区基幹公園	主として街区、近隣住区、徒歩圏域それぞれに居住する者の利用を想定し、必要な規模の都市公園を系統的に配置する。
都市基幹公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする総合公園、及び都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とし、運動公園を配置する。 総合公園として西海岸公園、佐潟公園、秋葉公園、花と遺跡のふるさと公園、水の公園福島潟、(仮称)赤塚公園、新潟県立植物園、白根総合公園、上堰潟公園、新発田中央公園、五十公野公園などを配置し、住民の憩いの場及びレクリエーションの拠点として、機能の維持・充実を図る。 運動公園として、鳥屋野運動公園、みどり森の運動公園、太夫浜運動公園、城山運動公園などを配置し、スポーツ競技施設の拠点として、機能の維持・充実を図る。
大規模公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とし、広域公園を配置する。 広域公園として県立鳥屋野潟公園、県立紫雲寺記念公園を配置し、広域レクリエーションの拠点として、機能の維持・充実を図る。
緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るため、緑地を配置する。 信濃川やすらぎ堤緑地、阿賀野川ふれあい公園、阿賀野川河川公園、阿賀野川フラワーライン、山田河川敷公園、白井大郷信濃川フルーツフラワーの里公園、小阿賀野川河川公園、矢川ふれあい公園などを配置し、自然環境とふれあえる場及びレクリエーションの拠点として、機能の維持・充実を図る。 新潟東港工業地帯の緩衝緑地として、県立島見緑地、県立聖籠緑地を配置し、機能の維持・充実を図る。
その他	信濃バレー親水レクリエーション広場などの河川敷公園を配置し、機能の維持・充実を図る。 海辺の海岸林などを活用した海辺の緑の遊歩道の整備を図る。 その他の緑の拠点として適正に広場、運動場などを配置する。 水と緑の環境軸として、信濃川、阿賀野川などの主要な河川及び海岸線を位置付け、水と緑のネットワークの形成を図る。

(平成28年4月現在)

②風致地区等の指定の方針

良好な自然的景観の保全などを図る風致地区の指定方針は次のとおり。

種 類	指定方針の概要
風致地区	良好な自然的景観を形成している次の地区について、今後とも維持、保全する。 新潟海浜風致地区、白山風致地区、第一秋葉風致地区、第二秋葉風致地区（新潟市）

（平成28年4月現在）

（４）主要な緑地の確保目標

本都市計画区域において、整備中、または概ね10年の間に着手を予定している箇所は次のとおり。

市町村名	種 別	名 称
新潟市	広域公園	鳥屋野潟公園
新潟市	総合公園	（仮称）赤塚公園

（平成28年4月現在）

※10ha以上の公園緑地を対象とした。

参考図面 附図－４：自然的環境の整備又は保全に関する方針図

5 都市防災に関する都市計画の決定の方針

（１）基本方針

住民の安全・安心な暮らしを実現するため、地域防災計画と連携し、災害に強い都市づくりのための総合的な施策を展開する。

災害の発生するおそれのある土地について、被害の防止・軽減に向けた土地利用の誘導等を行うとともに、延焼遮断帯や避難・救助活動拠点の配置、避難路のネットワーク化や緊急輸送道路の整備など、災害に強い都市構造を目指す。

近年では大地震が発生したり、局地的・集中的な豪雨が多発したりしていることから、想定を超える災害に対して生命を守る対策を推進するとともに、災害時の都市機能の維持・継続や、速やかな復旧、支援体制の強化を図る。

木造建築物が密集し、道路が狭隘な防災上の危険性の高い市街地の防災対策の推進や、自然災害に対する住宅の安全性の向上など、災害に対して安全・安心な住環境を目指す。

(2) 都市防災に関する方針

①災害防止のための土地利用の規制・誘導

都市及びその周辺には、水源のかん養や溢水、湛水、土砂流出防備、急傾斜地の災害防止及び雪崩防止の機能を持った林地や、水害を予防する機能を持つ農地が存在していることから、これらの区域を積極的に保全する。

災害の発生するおそれのある土地については開発許可制度の運用により新規の開発を抑制するとともに、土砂災害防止法等と連携して、既存建物の地区外への移転・誘導を検討する。特に、学校や社会福祉施設等の要配慮者利用施設の立地にあたっては、被害の防止・軽減のため、立地場所の安全性、避難路、避難場所等を踏まえたものとなるよう誘導していく。

宅地造成に伴い、災害の危険がある場合は、必要に応じ宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定を検討する。

②水害・土砂災害・津波・雪害の対策の推進

本区域は河川流域に市街地が形成され、また海拔ゼロメートル地帯も多いことから、豪雨に伴う河川はん濫や内水被害、津波による被害なども懸念されている。また、都市化の進展や集中豪雨の増加など、市街地における水害の危険性が高まっている。

さらに、本区域では、新津丘陵や角田山周辺を中心に土砂災害の発生のおそれのある地区が多く存在している。また、本区域は、積雪による冬期の交通障害の危険性も有している。

このため、河川・海岸施設、下水道施設、治山・砂防施設、防雪施設等の計画的な整備により災害に対する安全性の向上を図るとともに、ハザードマップなど避難に役立つ情報発信により住民の防災意識の醸成に努め、災害に対して安全なまちづくりを推進する。

③防災拠点の整備とネットワーク形成

災害時の円滑な避難・救助活動や早急な都市活動の復旧を円滑に行うため、緊急輸送道路等の重要な道路の耐震化やネットワーク化を推進し、防災性の強化を図る。また災害時の避難・物資輸送・備蓄の防災拠点となる都市公園や公共公益施設等を計画的に配置するとともに耐震化や防災機能の充実を図る。

災害時の県や他市町村との情報伝達手段の確保、相互支援体制の構築など、円滑な復旧活動に向けた体制づくりに努める。

④安全・安心な住環境の実現

上下水道等のライフラインについて耐震化や機能補完を促進し、災害時の住民生活や経済活動の維持・継続を図る。

木造建築物が密集している市街地などにおいては、建築物の不燃化や耐震化、道路や公園等のオープンスペースの確保や緑化を推進し、災害に強い市街地形成を推進する。

また、住宅の耐震性の確保など「新潟県住生活マスタープラン」に基づいた災害に強い住環境づくりを推進する。

6 都市景観に関する都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

山並み、河川、海岸、湖沼等の自然的環境や田園風景は、地域の象徴的な景観を構成する貴重な要素である。これらを郷土の原風景として保全及び活用した景観づくりを推進する。

特徴的な建造物やまちなみ、歴史的・伝統的景観、農村景観、地域の産業と関わりのある景観、各地の祭りなど個性的な景観は、地域の魅力を高め、愛着や誇りを醸成する要素であるとともに、来訪者に地域の文化を印象づける重要な要素であることから、地域資源として保全及び活用を図る。

地域特性に応じたきめ細かな景観行政を推進するため、市町村における景観計画の策定や、行政と地域の住民・団体等の多様な主体との協働を支援する。

(2) 都市景観に関する方針

①郷土の代表的な景観資源の保全

本区域からは、日本海沿岸の樹林地や砂浜、角田山、二王子岳などの山々が眺望でき、市街地近郊には新津丘陵や五十公野山などの里山や広大な田園空間が広がっている。また、信濃川、阿賀野川などの河川空間、鳥屋野潟、福島潟、佐潟などの湖沼は、都市の骨格となる水と緑の景観を構成している。これらは、郷土を象徴する景観資源として保全するとともに、周辺の都市景観は、その景観資源との調和を図る。

国の重要文化財である萬代橋、旧新潟税関庁舎、旧新発田藩足軽長屋、国指定の名勝である旧齋藤家別邸、清水園、同史跡である古津八幡山遺跡などの優れた文化財は景観資源として保全するとともに、周辺の都市景観は、その文化的景観との調和を図る。古町地区の花街や小須戸地区などのまちなみは、歴史文化や風情を感じさせる郷土景観として保全及び創出を図る。

新潟駅周辺、万代地区、新潟西港周辺など、観光・交流の拠点となる地区は、本州日本海側最大の拠点都市として風格のある都市景観の創出を図る。

②良好な都市景観の形成のための手法

本区域の特徴的・伝統的な景観を守り、次世代へ引き継いでいくために、都市計画法に基づく地域地区や地区計画等による規制・誘導を図る。また、景観計画に基づいたきめ細かな景観施策に取り組んでいく。

このほか、文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地

区、重要文化的景観など、景観の保全・形成に向けた諸制度の活用を検討する。

さらに、地域の自然・歴史・文化を活かした個性ある魅力的な景観を保全・創出するため、景観形成に関する住民の意識醸成を図るとともに、行政や地域の住民・団体等の多様な主体が協働して継続的に取り組める体制や仕組み、建築物や屋外広告物などの規制誘導のルールなどの充実を推進する。

7 都市環境負荷の低減に関する都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

美しい県土の自然を将来に渡って守り伝えていくため、人と自然が共生し、環境負荷の少ない持続可能な都市づくりを推進する。

交通や産業など都市活動における二酸化炭素の排出を抑制するとともに、吸収源となる森林や緑地等を積極的に確保し、低炭素型都市の形成を目指す。

都市活動において排出される廃棄物の発生抑制、再生利用の促進を図る。また、エネルギー使用の効率化、再生可能エネルギーの活用などにより、循環型都市の形成を目指す。

(2) 環境負荷の低減に関する方針

①低炭素型都市の形成

無秩序な市街地の拡大を抑制し、既存市街地内の低未利用地の活用や高度利用を図り、計画的な土地利用を行う。また、鉄道・バス等の公共交通との連携を図り、都市機能が集約した都市づくりを推進する。さらに、鉄道駅やパークアンドライド施設などの交通結節点の整備や公共交通サービスの強化により、公共交通の利用を促進する。市街地では交通混雑を緩和するため、効率的で効果的な道路ネットワーク整備や、歩行者及び自転車が安心して移動できる環境整備を推進する。また、パークアンドライドなどの交通需要マネジメント施策を推進する。

市街地を取り巻く信濃川、阿賀野川等の河川緑地や海岸沿岸の樹林地を積極的に保全するとともに、ヒートアイランドの抑制を図るため市街地内の公園・緑地の整備や民有地、公共公益施設の緑化を推進する。

また、住宅等建物の耐久性の向上や省エネルギー化などにより、環境にやさしい住宅の普及を促進する。

②資源循環型都市の形成

健全な水循環を維持するため、河川や下水道の整備、森林の水源かん養機能の保全、地下水の適正利用を推進する。

下水処理場で発生する汚泥やガス、ごみ焼却場の廃熱などの有効な利活用を推進する。

地域に存在するエネルギー資源を有効に活用し、再生可能エネルギー

一の普及を促進する。

企業や家庭から排出される廃棄物の発生抑制、再生利用を推進する。

③環境負荷の低減に向けた都市計画の対応

環境負荷の少ない都市構造を実現するため、区域区分や地域地区の指定、開発許可制度の運用などにより効率的な土地利用を図る。

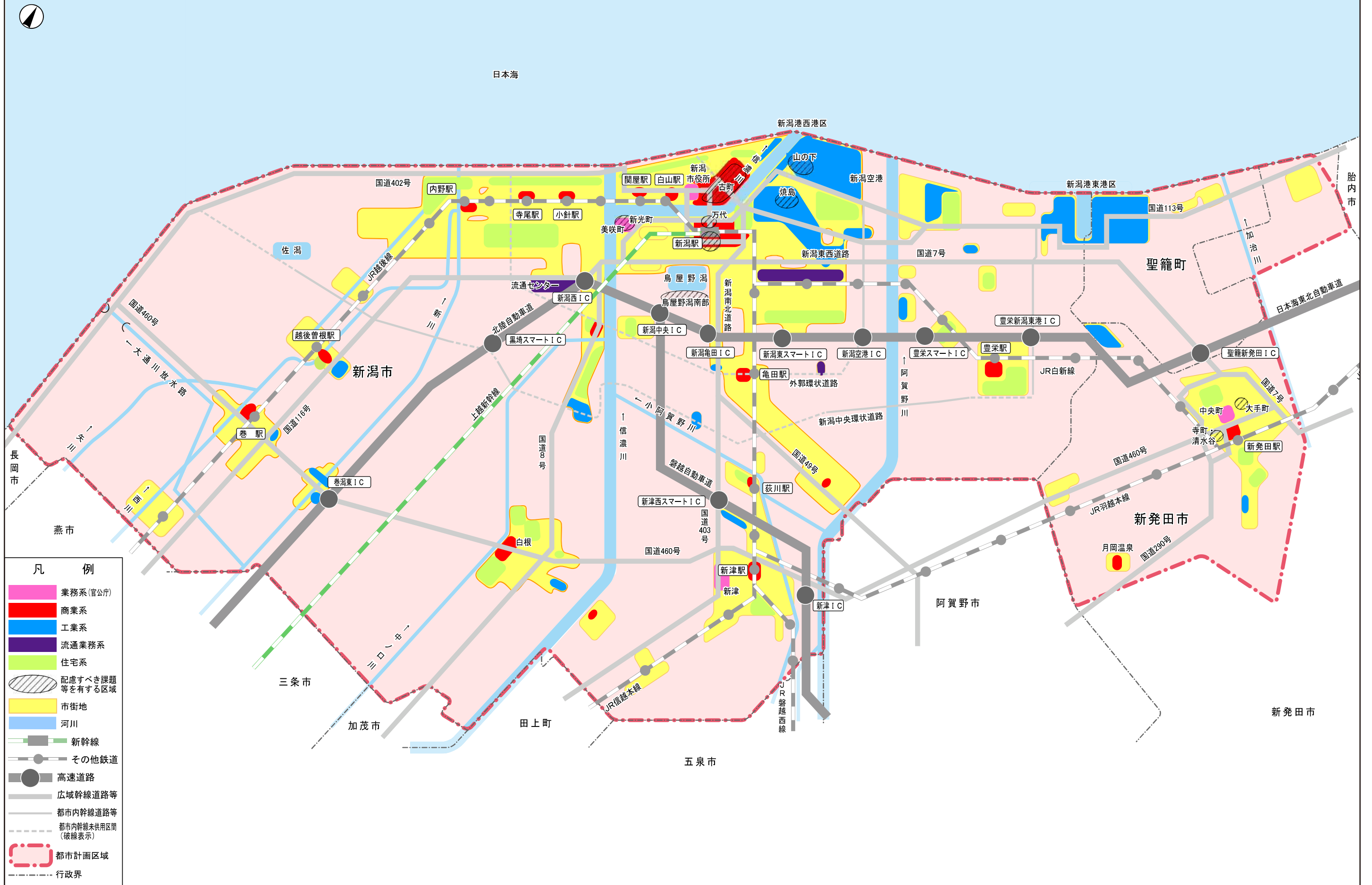
主要な交通施設や供給処理施設を都市施設に位置付け、環境に調和し、計画的・効率的な整備を図る。

また、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素まちづくり計画や都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度の活用など、持続可能な都市づくりに向けた総合的な施策の展開を支援する。

附図-1：都市構造図
(新潟都市計画区域)

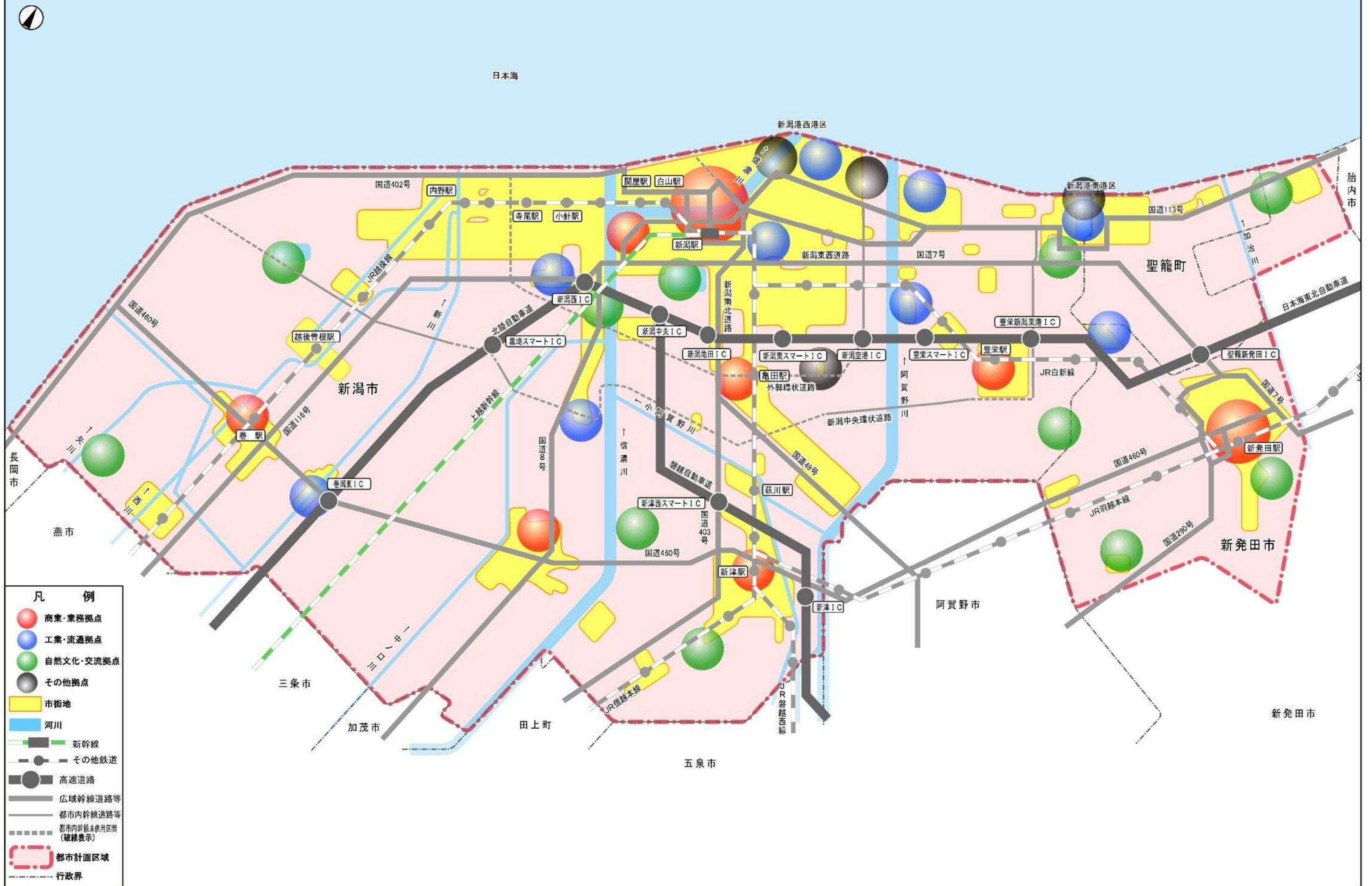


附図-2：市街地の土地利用方針図
(新潟都市計画区域)



- 凡 例
- 業務系(官公庁)
 - 商業系
 - 工業系
 - 流通業務系
 - 住宅系
 - 配慮すべき課題等を有する区域
 - 市街地
 - 河川
 - 新幹線
 - その他鉄道
 - 高速道路
 - 広域幹線道路等
 - 都市内幹線道路等
 - 都市内幹線未供用区間(破線表示)
 - 都市計画区域
 - 行政界

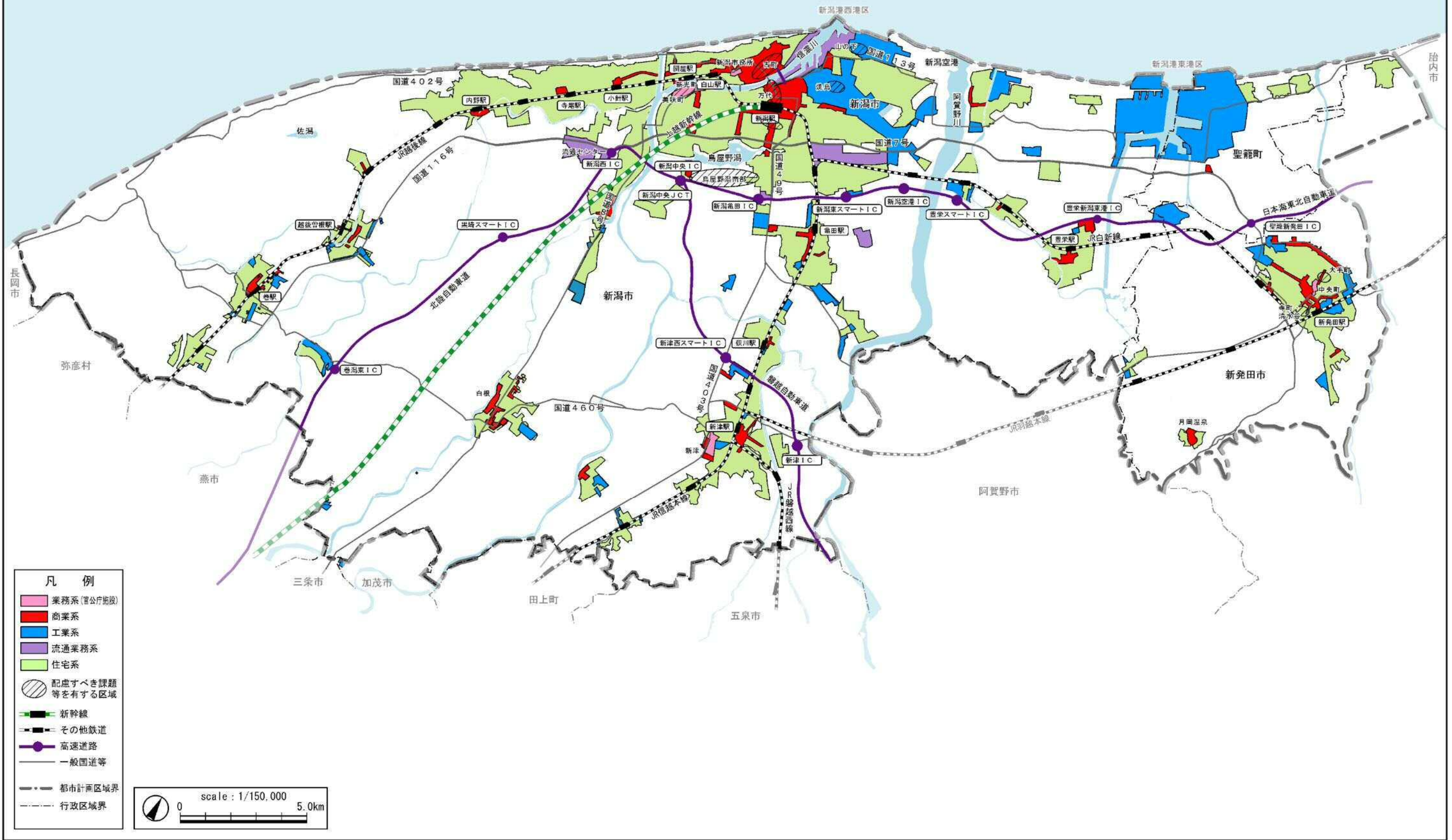
附図-3：交通ネットワーク図
(新潟都市計画区域)



附図-4：自然的環境の整備又は保全に関する方針図
都市景観に関する方針図
(新潟都市計画区域)



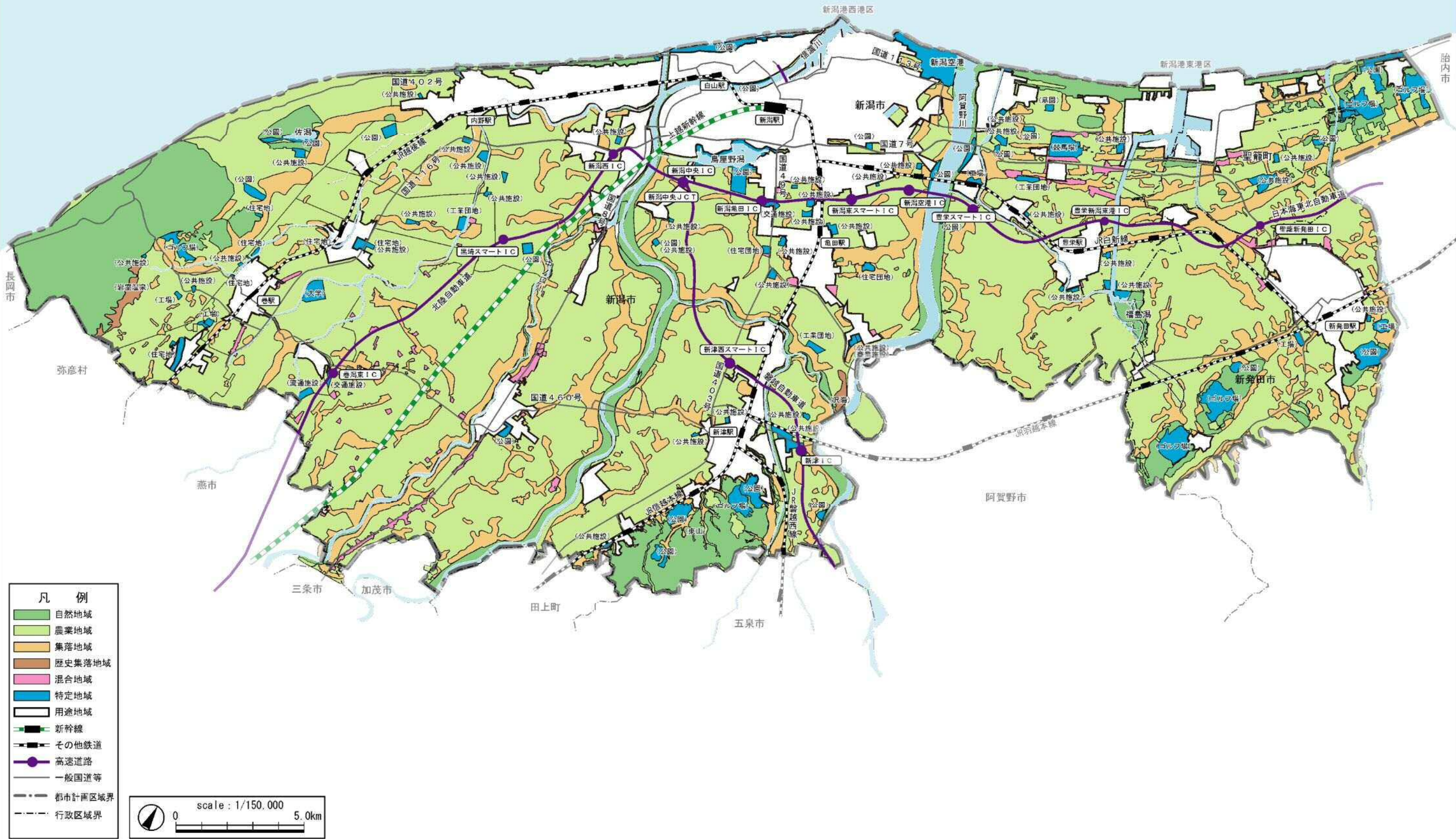
参考図-1：市街地の土地利用現況図
(新潟都市計画区域)



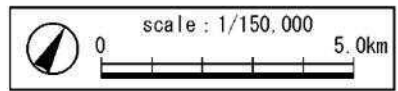
- 凡例
- 業務系(官公庁施設)
 - 商業系
 - 工業系
 - 流通業務系
 - 住宅系
 - 配慮すべき課題等を有する区域
 - 新幹線
 - その他鉄道
 - 高速道路
 - 一般国道等
 - 都市計画区域界
 - 行政区境界

scale : 1/150,000
0 5.0km

参考図-2：市街化調整区域の土地利用現況図
(新潟都市計画区域)



- 凡例
- 自然地域
 - 農業地域
 - 集落地域
 - 歴史集落地域
 - 混合地域
 - 特定地域
 - 用途地域
 - 新幹線
 - その他鉄道
 - 高速道路
 - 一般国道等
 - 都市計画区域界
 - 行政区域界



参考図-3：市街地開発事業に関する整備位置図
(新潟都市計画区域)



凡例

- 事業実施済区域
- 整備中区域
- 概ね10年以内整備予定区域

土地区画整理事業（面積5ha以上）
または市街地再開発事業のみ表示

凡例

- 市街地
- 新幹線
- 其他鉄道
- 高速道路
- 一般国道等
- 都市計画区域界
- 行政区境界

